

平成27年度 健康福祉部 運営目標（目次）

番号	運営目標	ページ
1	少子化対策総合戦略	1
1-1	オール京都で少子化対策に地域戦略的に取り組む仕組みづくり	1
1-2	子育て世帯の経済的負担軽減	1
1-3	結婚を望む人が結婚できる環境づくり	2
1-4	はじめての妊娠・出産に向けた土台づくり	3
2	子育て環境の充実	4
2-1	子ども・子育て支援新制度の本格実施を起点とした子育て環境の更なる充実	4
2-2	総合的な子育て支援施策の実施	5
2-3	安心して在宅で子どもの療養を行える地域づくり	6
3	児童虐待防止対策の充実	7
4	児童養護施設等で育つ児童の自立	7
5	ドメスティック・バイオレンス対策の充実	8
6	性被害者支援体制の充実	8
7	健康長寿日本一対策	9
8	がん総合対策	13
9	感染症対策の推進	16
10	難病対策の推進	17

11	切れ目ない医療提供体制の構築	19
11-1	医療体制の構築	19
11-2	医師確保の推進	20
11-3	看護職員等確保の推進	21
11-4	小児救急の充実	22
11-5	二次・三次の救急医療体制の充実強化	22
11-6	北部地域の医療提供体制の充実	22
11-7	洛南病院の運営	23
11-8	あんしん医療制度の構築	24
12	地域包括ケアシステムの推進	25
12-1	認知症「京都総合戦略」の推進	25
12-2	総合リハビリテーション推進プラン	27
12-3	看取り対策プロジェクトの推進	29
12-4	総合的な地域包括ケア人材の確保・育成	30
12-5	予防給付の地域支援事業への移行に伴う市町村支援	31
12-6	京都式地域包括ケアの充実等	31
13	元気な高齢者の社会参加促進	32
14	民生児童委員の活動強化	33
15	社会福祉法人の経営の透明性の確保及び地域における公益的な取組の支援	33
16	子どもの貧困対策の推進	34
17	複合的な課題を抱えている就労困難者の自立を支援	35

18	ひとり親家庭の自立促進等	37
19	障害者の雇用・社会参加等の促進	37
19-1	障害のある人のスポーツ、文化芸術やレクリエーション活動への参加促進	37
19-2	障害者の医療・福祉サービスの機能の拡充	38
19-3	障害者の就労支援	40
20	ユニバーサル社会・京都の実現に向けて、地域や企業等社会を構成する多様な個人・団体と協働した取組を推進	42
21	自殺対策に関する条例に基づき、府民運動としてオール京都体制で自殺対策を推進	43
22	災害時要配慮者避難支援の対応	44
23	専門家の意見を反映し策定した食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係事業者に対して食品の安心・安全対策を実施	46
24	動物愛護の推進	47
25	青少年の薬物乱用ゼロを目指した取組を中心に、薬物乱用のない社会づくりを推進	48
26	安心・安全な医薬品等の提供	49
27	若年層の献血者数の増加に向けた取組を推進し、将来にわたり血液の安定供給を行える体制を確保するとともに、骨髄バンク登録の推進	50
28	京都府保健環境研究所の機能充実	50
29	中丹東保健所の整備	50

運営目標数	48
うち数値目標	43

平成27年度 健康福祉部 運営目標

運営目標				
1	少子化対策総合戦略			
1-1	オール京都で少子化対策に地域戦略的に取り組む仕組みづくり 平成30年の出生数22,000人を目指して、府・市町村・関係団体が一体となって、総合的かつ戦略的な少子化対策を推進します。			
中期計画		府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	出会い・結婚・妊娠・出産、不妊等の悩みが軽減されること
達成手段 (数値目標)	①	結婚や子どもを持つことについて若者が夢や希望をもてるよう、婚活から子育てまでの総合的かつ継続的な支援及びそれを支える社会づくりに向けた羅針盤となる「少子化対策条例(仮称)」を制定します。(27新規)		
	②	少子化要因実態調査から判明した若者や子育て世帯のニーズや実態を踏まえ、市町村や関係団体等と意見交換を行うとともに、京都少子化対策総合戦略会議において地域創生と一体となった少子化対策の戦略づくり等を行います。(27新規)		
	③	京都での結婚生活や子育てに夢や希望をもってもらえるよう、多様なメディアを活用した複合的な広報による「ポジティブキャンペーン」を少子化対策として推進します。(27新規) ＜府広報紙等による広報活動：6回＞ ＜事業実施後の効果測定による結婚・子育て世代の満足度：80%＞		
1-2	子育て世帯の経済的負担軽減 子育て家庭の不安や負担を軽減するため、総合的な子育て支援施策を推進します。			
中期計画		府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	子育て家庭の精神的負担が軽減されること
達成手段 (数値目標)	①	市町村と連携して、幼稚園・保育所等の保育料を軽減する、「第3子以降保育料無償化事業」を実施し、多子世帯の経済的負担を軽減します。(27新規)		
	②	本年9月から全市町村において「子育て支援医療助成制度」の対象年齢を中学校卒業まで拡充し、子育て家庭の医療に係る経済的負担を軽減します。(27新規)		

運営目標				
1-3	結婚を望む人が結婚できる環境づくり 結婚支援の拠点となる「きょうと婚活総合支援センター(仮称)」を立ち上げ、オール京都体制で婚活を支援するとともに、若者自身が、仕事だけでなく、結婚や家庭、子育てなどを含めた自分自身のトータルの人生設計について考える機会を大学や企業と連携して設けます。			
中期計画		府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	出会い・結婚・妊娠・出産、不妊等の悩みが軽減されること
達成手段 (数値目標)	①	独身男女の婚活相談や、婚活マスター、婚活団体の活動支援拠点とした「きょうと婚活総合支援センター」を設置し、結婚の希望を持ちながら一歩を踏み出せないでいる独身男女の皆さんの背中を押す取組を実施します。 ・一人ひとりのニーズに即した「婚活支援プラン」に基づいた寄り添い支援 ・独身男女の婚活を「ワンストップ」で支援 ・婚活中の独身男女をさまざまな形で応援する「出会いは京都応援団」を結成し、交流や情報交換するプラットフォームを形成することによって、オール京都で結婚支援する体制を構築		
	②	<婚活センター登録会員数・会員に対する婚活支援プラン作成件数：2,000人・1,000件> (㉗新規) <婚活応援企業数：100社> (㉗新規) <婚活支援団体による婚姻成立数：200組 (㉖実績：90組)> <婚活マスター新規登録数：100人 (㉖実績：58名)> <婚活支援団体・イベント回数：60団体・130回> 大学や企業で学生や若手社員を対象にしたライフデザインを考えるワークショップを実施。また、ワークショップに係るプログラムの作成や講師の養成等を検討・実施する協議会(京都若者ライフデザインラボ)を設置します。(㉗新規) <ワークショップ開催回数：10校・社>		

運営目標				
1-4	はじめての妊娠・出産に向けた土台づくり はじめての妊娠・出産に向けた土台づくりとして、安心して妊娠・出産できる京都府づくりを市町村とともに進めていきます。			
中期計画	府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	出会い・結婚・妊娠・出産、不妊等の悩みが軽減されること	
達成手段 (数値目標)	①	妊娠や出産に関する不安や負担感を軽減するために、市町村と連携して妊娠・出産から育児に至る総合相談・支援の拠点づくりを進め、切れ目のない支援体制を整備します。 ＜総合相談・支援拠点の整備市町村：5市町村＞		
	②	妊産婦等の状況を把握し、支援プランを作成する産前・産後ケア専門員や、家事や育児などのサポートを行う訪問支援員など、産前・産後のケアを支える新たな人材の養成・確保を図るとともに、モデル事業等を通じ、地域での取組の普及を促進します。 ＜産前・産後ケア専門員の認定者数：40人、産前・産後訪問支援員の認定者数：90人＞		
	③	不妊治療を受けておられる方の経済的な負担を軽減するため、全国トップレベルで実施している不妊治療に対する医療費助成を引き続き実施するとともに、昨年度から拡充した男性不妊治療や不育治療に対する医療費助成についても、広く啓発し、利用を促進します。 ＜不妊等に対する助成件数：7,200件（㊸実績：6,958件）＞		
	④	乳幼児健康診査事業の精度管理を向上させ、安心できる健診体制を整備します。（㊸新規） ＜保健所医師、保健師、市町村保健師による母子保健対策検討会において、健診マニュアルを策定＞		

運営目標				
2	子育て環境の充実			
2-1	子ども・子育て支援新制度の本格実施を起点とした子育て環境の更なる充実 待機児童解消のために、保育所整備や小規模保育事業等の取組を推進するとともに、病児保育など多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になる問題を解消するため、放課後児童クラブの整備を推進するほか、これらの施設や事業の運営を支える人材の養成・確保に努めます。			
中期計画		府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	多様なニーズに対応した保育等が拡大すること
達成手段 (数値目標)	①	保育所待機児童の解消を図るため、市町村と連携し、保育所整備に加え、地域ニーズに応じた小規模保育事業や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を計画的に推進します。(27新規) <待機児童発生市町村：0市町村 (26：1市町村)>		
	②	市町村と連携し、延長保育や病児保育など多様な保育の実施を促進します。 <延長保育：21市町村 (26実績：12市町村)、病児保育整備：2市町村増 (26実績：11市町村)>		
	③	保育所等の新規開設で必要となる保育士の確保を図るため、京都府保育人材マッチング支援センターにおいて、府内養成校の学生の求職登録を増やし就業に繋げるとともに、将来の保育士志望者を増やしていくために、教育委員会と連携し、保育団体が実施する高校生のインターンシップ事業への参加を促進します。 <京都府保育人材マッチング支援センターにおける新規開設施設等へのマッチング数：75人 (26実績：59人)、インターンシップ参加高校生：150人 (26実績：127人)>		
		保育所と連携し、保育士の離職時に登録する仕組みを構築するとともに、再就業への心理的負担を軽減し、就業に繋げるため、再就業希望者別の個別再就業支援計画を作成し、オーダーメイド型の研修を行う等、保育士の再就業を促進します。 <離職保育士の登録人数：300人 (26実績(京都市を除く)：105人)>		
	④	子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援拠点等の運営を支える担い手の育成とともに質の向上に努めます。(27新規) <研修修了人数：300人>		
	⑤	職場生活と家庭生活の両立を支援するため、社会福祉施設等における事業所内保育所の整備助成や、事業所内保育の企業間による共同化を推進します。 <共同化による事業所内保育所の増加：2箇所 (26実績：1箇所)>		

運営目標				
達成手段 (数値目標)	⑥	放課後児童クラブの待機児童の解消を図るため、「放課後こども総合プラン」を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備を市町村と連携し推進します。(㉗新規) ＜施設整備市町村：12市町＞		
		放課後児童クラブの整備を進めるとともに、運営を担う人材の資質向上を図るため、「放課後児童支援員資格認定研修」を新たに開始します。(㉗新規) ＜支援員資格認定者：300人＞		
2-2	総合的な子育て支援施策の実施 子育てしやすい環境づくりを構築するために子育て家庭を住宅面・情報面でサポートします。			
中期計画	府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	子育て家庭の精神的負担が軽減されること	
達成手段 (数値目標)	①	少子化の進行など時代の流れにふさわしい新たな府営住宅政策を展開します。(㉗新規) [建設交通部と共管] ・「今後10年の、住宅政策のあり方及び府営住宅のストック管理・長寿命化のあり方」について、住宅審議会から答申を得る。 ＜府営住宅における子育て世帯向け住戸の募集を倍増：110戸／年＞ ＜府営住宅でのさらなる子育て世帯向け住戸の確保に向け、2戸1改善による規模増の推進：10戸＞ ＜大規模住戸に居住する単身者等の住替え支援(10戸)の試行的実施と検証を行う＞		
	②	子育てしやすい住宅・住環境を整備促進するためのモデルとなる「ガイドライン」を策定します。		
	③	各地域で、保護者や子どもに適切な支援が提供されるよう子育て支援コンダクターの設置を促進します。 ＜設置市町村数：15市町村 (㉖実績：15市町村)＞		
	④	京都府が認証システムをつくり、地域の高齢者や子育て経験者が、今どきの子育て事情や最新子育て知識を身につけた上で、子育て支援活動に積極的に参加できる新たな仕組みづくりを推進します。 ＜子育ての達人の新規認証人数：150人＞		
	⑤	乳幼児を在宅で育てる家庭を地域で支えるために、地域子育て支援拠点(子育てひろば)や保育所や幼稚園で、親子の交流を促進するとともに、必要に応じ子どもを一時的に預かる環境を整備していきます。(㉗新規) ＜年間延べ利用人数：125,000人＞		

運営目標				
達成手段 (数値目標)	⑥	社会全体で子育てを応援する気運づくりのため、商店街等とタイアップしたイベントの開催や「きょうと育児の日」(毎月19日)のサービス充実の取組等により地域における子育て応援パスポートの一層の普及や活用を促進します。特に、「きょうと育児の日」をさらに普及するため、企業等に働きかけるなど、啓発事業に取り組みます。 ＜応援パスポート協賛店舗数：4,200店舗（㉔実績：3,860店舗）＞ ＜応援パスポート携帯電話登録者数：200,000件（㉔実績：163,422件）＞		
	⑦	子育て家庭が、地域で支援活動などを行うNPOや応援パスポート協賛店などと繋がり、安心して子育てを行えるよう、スマートフォンやフリーペーパーを活用し、子育て家庭が必要とする地域の密着情報等を随時発信するなど、地域ぐるみで、子育て家庭を応援する意識の向上を図ります。（㉔新規） ＜利用登録者数：15,000件＞		
2-3	安心して在宅で子どもの療養を行える地域づくり 周産期医療機関(NICU)から退院しても、安心して在宅で子どもの療養を行える地域づくりを、医療機関、医療関係団体、福祉事業者、市町村と連携し進めます。			
中期計画	府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	出会い・結婚・妊娠・出産、不妊等の悩みが軽減されること	
達成手段 (数値目標)	①	リスクの高い妊産婦や新生児などの重症患者を高次医療機関で確実に受け入れることができるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの設備等の整備を推進するとともに、急性期を脱した患者の後方病床への適切な搬送体制の構築のため、協力病院制度の導入に取り組みます。 また、引き続き府南部地域における小児救急医療体制の確保に取り組みます。（いずれも㉔新規）		
	②	周産期医療(NICUなど)に理学療法を取り入れることにより、入院中の子どもの発育を促進し、在宅療養への円滑な移行を図るために必要な人材の養成を促進します。（㉔新規） ＜府内の医療機関への研修を担う指導医師、看護師、理学療法士の養成：3人＞		
	③	地域で在宅療養児を支える医師・看護師への、在宅酸素療法や経管栄養など実践研修を実施し、地域での在宅療養支援体制を構築します。（㉔新規） ＜研修実施回数 医師会実施：1回、周産期看護師・訪問看護ステーション看護師等：3回＞		
	④	医療的ケアを必要とする障害児者が安心して在宅生活を送れるよう、府立医科大学附属北部医療センターをはじめ、医療型短期入所施設の受入体制を整備します。（㉔新規） ＜短期入所利用者数(延べ利用人数)：5,000人／日＞		

運営目標				
3	児童虐待防止対策の充実 児童虐待ゼロを目指して市町村や学校、医療機関等関係機関と連携し、虐待防止対策を進めます。			
	計画区分	中期計画	府民安心の再構築	子育て・子育ての安心
達成手段 (数値目標)	①	市町村(市町村要保護児童対策協議会)における実務者会議等への定期的な専門家の派遣を通じ、児童虐待対応力向上を図ります。 ＜実務者会議等への定期的な専門家の派遣：60回（㉔実績：43回）＞		
	②	児童虐待の未然防止に向けて統一的な基準により、乳幼児全戸訪問事業から養育支援事業に適切につなぎ、見守り、支援を強化します。(㉔新規) ＜乳幼児全戸訪問事業対象家庭が100件以上の全て市町村：18市町村＞		
	③	虐待通告に対し、児童相談所が適切な援助を行うことで、児童虐待の状況の改善を図ります。(㉔新規) ＜児童相談所の援助により児童虐待の状況を改善できた割合：62%＞		
	④	養育力が低く課題の多い保護者に対し、専門的プログラムを修得した保育士によるグループケアや個別指導を行うことで、家庭の養育力の向上を図ります。 ＜専門プログラムを修得した「ペアレンティングパートナー保育士」の養成数：80人（㉔実績：68人）＞		
4	児童養護施設等で育つ児童の自立 家庭での養育が困難なため、児童養護施設等で育つ子どもたちが将来に夢と希望を持って自立できるよう取組を強化します。			
	計画区分	中期計画	府民安心の再構築	子育て・子育ての安心
達成手段 (数値目標)	①	中学生のみでなく、新たに小学生及び高校生の施設入所児童に対し、学習の遅れを取り戻し意欲を持って学習に取り組めるよう学習指導員による学習指導や通塾による学習支援を行います。(㉔新規) ＜学習支援を実施する施設数:すべての施設：7施設＞		
	②	施設退所児童が気軽に不安や悩みを相談できる居場所を運営し、退所児童の当事者支援グループや支援団体等と連携した交流事業を開催するなど、退所児童の支援を強化します。(㉔新規) ＜交流事業の開催:4回、参加者：延べ40人＞		
	③	新たに設置する里親委託推進チームを中心に里親推進プログラムを策定し、里親登録を推進します。 ＜平成27年度末の里親登録数：95世帯（㉔実績：86世帯）＞		

運営目標				
5	ドメスティック・バイオレンス対策の充実 ドメスティック・バイオレンスやストーカー被害者への迅速、適切な対応により安全を図るとともに、DV被害者の自立に向け関係機関・団体と連携し、総合的なDV対策を進めます。			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	暮らしの安心	
達成手段 (数値目標)	①	DV被害者の社会的自立に向け、家庭支援総合センター一時保護所退所時に自立支援計画を策定し、地域での自立した生活に向け継続的に支援します。 ＜自立支援計画の策定(おおむね2週間以上の入所者)：40件 (㉔実績：21件)＞		
	②	DV被害者の身近な相談窓口である市町村相談員に体系的・継続的な研修を実施し、相談窓口の相談支援体制の強化を図ります。 ＜市町村相談員等のスキルアップ研修受講者：50名 (㉔実績：74件)＞		
6	性被害者支援体制の充実 性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)が関係機関と連携し、被害直後から継続的に総合的に支援し、被害者の心身の負担軽減と早期の回復を図るとともに、性暴力のない社会づくりを目指します。			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	暮らしの安心	
達成手段 (数値目標)	①	性被害者が安心して相談ができる「性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)」を開設し、365日24時間での相談支援体制を構築します。		
	②	新たに開設する「性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)」において、関係機関と連携した支援を進めるため、事例検討や効果的な連携のあり方等について定期的(月1回開催)な連携会議を開催し、センター機能の充実を図ります。(㉔新規) ＜センター連携会議：8回(月1回)開催＞		
	③	警察への相談を躊躇したり、相談場所のわからない被害者が安心して相談できるよう、新たに開設する「性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)」の周知を図るとともに、特に被害の多い若年層(10～20歳代)に対しては大学等と連携して周知を図ります。(㉔新規) ＜大学と連携し学園祭、学生祭典等のイベントを活用した啓発：5回＞		

運営目標			
7	健康長寿日本一対策 府民が住み慣れた地域において、健やかで充実した生活を送ることができるよう、健康長寿日本一を目指し、疾患の予防・早期発見や正しい食習慣の獲得の取組を推進すると共に、産学公が連携した拠点を設置し、未病改善につながる健康産業の育成により、地域健康課題を解決します。 <目標 健康寿命 5年間で1歳延伸>		
	府民安心の再構築	医療・福祉の安心	健康づくりに取り組む人が増えること
達成手段 (数値目標)	①	<産学公の連携を通じた健康づくり・未病改善の推進> （②⑦新規）[商工労働観光部と共管] 産学公連携の拠点となる「きょうと健康長寿・未病改善センター」を設置し、市町村に対し地域課題を踏まえた効果的な健康・予防事業実施に向けた助言・指導を行なうとともに、地域健康課題と研究室や企業とのマッチングを行い、新たな未病改善の取組を推進します。 ・市町村の健康課題のニーズと研究室・企業のシーズをマッチングする場を提供し、研究開発を促進します。 <課題別に設置された未病改善産学公研究チーム(プラットフォーム)の運営：3件以上> ・データシステムを構築し、府・市町村の経年的データ等を整備することにより、地域の健康データを健康づくりや健康産業に活用しやすくします。 ・職域の健康課題を把握するため、保険者と連携した取組を進めます。 ・保健・介護・国保の担当者により市町村の健康課題の抽出、課題解決の保健事業の検討を行うブロック協議会を保健所単位で開催します。 <各保健所2回以上開催> 介護予防の効果が検証された「京都式介護予防総合プログラム」の全府域への普及に向け、京都府においてインストラクターを養成し、10市町村を対象に取り組みを推進、介護予防の効果を高めます。（②⑦新規） <10市町村に計100人のインストラクターを養成、受講者規模で5,000人を想定>	
	②	<情報発信・啓発> 健康づくり・未病改善に係る情報を発信し、府民の健康寿命延伸に係る意識の醸成を図ります。 ・ホームページ等インターネットを活用した情報発信を行います。 <年4回> ・医学会総会において、フォーラム、展示、体験コーナー等を設置し、府民の健康づくり・未病改善に関する意識醸成を図ります。 ・府薬剤師会や製薬関係団体と連携し、高齢者にやさしい薬や薬膳の教室等を通じて未病改善や健康長寿に関する情報発信を行う、「お薬マイスター制度」を整備します。 ・健康長寿推進府民会議や地域・職域連携推進会議に参加している大学・企業・住民団体・自治体等と協働してイベント等を開催します。 <府・各保健所で1回開催／年間8回> ・9月の健康増進普及月間に集中して、食・運動・休養の啓発キャンペーンを実施します。 ・11月の糖尿病予防習慣に、医師会等関係機関と連携し、糖尿病学会で予防キャンペーンを実施します。	

運営目標

達成手段 (数値目標)	③ 《学校・企業等と連携した生活習慣病予防・防煙・こころ等の健康教育》 学校、NPO、医師会、企業等と連携し、出前講座などにより地域の健康ニーズにあわせた健康教育を実施します。 ＜学校・企業等における健康教育の開催：30回＞
	④ 《就労者の健康づくりの環境整備》 働き盛りの世代が、健診受診、生活習慣の改善などに関心を持ち、職場の中で健康づくりに取り組める環境づくりを、雇用主や保険者と協働して推進します。 ・市町村・保険者・関係団体・企業等により構成する地域職域連携推進会議を開催し、就労者の健康課題・解決策等について協議します。 ・雇用主や保険者など職域関係者を対象とした講演会を開催し、事業所における生活習慣病予防のために必要な知識の普及・啓発を支援します。 ＜企業雇用主を対象とした講演会等の開催：8回＞ きょうと健康づくり企業認証制度を推進し、企業における特定健診・がん検診や健康づくり活動を推進します。 ・特定健診・がん検診等健診受診率の向上や健康づくりに積極的な企業を認証・表彰し、認証企業の活動内容をHPやパンフレット等で紹介することにより、企業における健康づくり活動を推進します。 ＜認証・表彰する府内企業・事業所数：50企業（²⁶実績：49企業）＞ [再掲]
	⑤ 《食の健康づくり》 正しい食習慣の啓発と健康な体をつくる食の環境整備を行います。 ・新たに、減塩、野菜たっぷり、エネルギー表示、アレルギー表示を行う「健康づくり応援店」を募集し、登録店を増やすことにより、安心・安全に、健康によい食事を提供できる環境を整備していきます。 ＜健康づくり応援店(食情報提供店)数：600件（²⁶実績：567件）＞ 栄養バランスのとれた健康ばんざい京のおばんざい弁当の普及啓発・販売促進に努めます。 ・医学会総会など、京都で行われる学会・イベントでの販売を促進し、普及・啓発に努めます。 ＜おばんざい弁当販売数：10,000個（²⁶実績：6,285個）＞ アレルギーのある方が、安心・安全に外食・中食で食事ができるよう、メニューにアレルギー表示を行う店舗を増やします。 ＜特定原材料7品目について表示している店舗：200件（²⁶実績：108件）＞

運営目標	
	《健康づくりに関わる人材の育成》 健康・未病改善を普及するため、地域の専門家、住民などの人材を活用し、きめ細かに、府民の健康への関心を醸成していきます。 ・薬剤師、保健師、看護師等が、一定の講習会を受講することにより、広く身近な府民に健康・未病改善の方法について具体的に指導できる人材を養成します。 ⑥ 健康づくりに関わる人材を育成し、資質の向上を図ります。 ・府民の健康づくりを企画・実施する保健師・管理栄養士等の資質向上のため、体系的な人材育成研修を実施し、効果的な健康づくり施策の企画・実施を支援します。 ＜保健師等専門職の研修会：10回＞ ・特定健診・特定保健指導に従事する保険者・NPO等事業者等の指導者に専門的研修を実施し、質の高い保健指導技術の提供を支援します。 ＜研修会：3回（26実績：3回）＞ ⑦ ちやいるすポータルサイトを活用した子育て世代への健康情報発信や、薬剤師会と連携し、薬局での服薬指導や相談の際に併せて健診の受診を勧奨する取組（京都ブラウンバッグ運動）を全市町村で実施します。 ＜サイトアクセス数：10万回、登録者数：5千人＞
受動喫煙防止対策 受動喫煙防止憲章に基づき、受動喫煙ゼロをめざし、京都府全体で受動喫煙防止対策を推進します。	
達成手段 (数値目標)	① 《受動喫煙防止対策》 子どもや妊産婦などが安心して暮らせる受動喫煙ゼロを目指し、たばこ対策部会や事業者団体と連携して、受動喫煙防止憲章に基づく取組を推進します。 ・関係団体と連携して、街頭啓発に取り組むなど受動喫煙防止憲章の啓発を行います。 ・受動喫煙防止対策に自主的に取組む事業者団体等と連携し、旅館や飲食店等での禁煙等の店頭表示ステッカー貼付の取組を働きかけます。 ・たばこをやめたいと考えている喫煙者の禁煙支援を進めるため、がん診療連携拠点病院等での禁煙治療を進めます。（27新規） ＜がん診療連携拠点病院等での禁煙治療実施率：100%（21/21施設）＞ ・学校、NPO、地区医師会等と連携し、児童生徒等を対象としたがん教育や防煙教育を実施します。〔再掲〕 ＜がん教育：100校、健康教育の開催：30回＞

運営目標

京都府歯と口の健康づくり推進条例及び京都府歯と口の健康づくり基本計画に基づき、乳幼児期から高齢期までの各世代の歯科疾患の特性に応じた歯と口の健康づくりを推進します。

達成手段 (数値目標)	①	《乳幼児期・学齢期》 ・12歳児の一人平均むし歯数を減少させるため、幼児期のフッ化物塗布及び学齢期のフッ化物洗口の実施を推進します。 ＜フッ化物応用の市町村実施率：80%（②⑥実績：72%）＞
	②	《成人期・高齢期》 ・8020（80歳になっても自分の歯を20本以上保つ）運動を推進するため、事業所健診を実施している医療保険者や商工会等と連携し、歯科健診・保健指導を実施します。 ＜10箇所以上で実施（②⑥実績：10箇所以上）＞ ・事業所等の検診会場でICTを用いた成人歯科健康診査「生活歯援（しえん）プログラム」を活用し、地域・職域における歯科検診の普及・定着を図ります。 ＜50回以上実施＞
	③	《障害（児）者や介護を必要とする者》 ・障害（児）者及び要介護者の歯科疾患等を予防し、生活の質を向上させるため、障害者支援施設及び介護老人福祉施設等に歯科医師や歯科衛生士を派遣して歯科健診・口腔ケアを実施します。 ＜35施設で実施（②⑥実績：20施設）＞
	④	《歯と口の健康づくり推進のための環境整備等》 ・口腔保健支援センターが中心となり、医科・歯科・調剤連携を推進するとともに、障害（児）者の歯科保健医療に対応できる歯科医師や歯科衛生士を育成します。 ＜研修参加者数：20人＞ ・在宅歯科医療に対応できる人材の育成及び訪問歯科診療の体制整備を推進します。（②⑦新規） ＜訪問歯科診療連携拠点の設置＞ ・がん診療拠点病院等において、がん患者等の周術期の口腔ケアを推進します。〔再掲〕 ・北部地域における障害（児）者等の歯科医療を推進するため、医科、介護従事者と情報共有するための情報通信網を整備し、歯科医療支援を図ります。（②⑦新規） ・歯と口の健康づくりを推進するための動画を歯科医師及び大学生等が共同作成し、動画サイトに掲載して広く府民に普及啓発を行います。（②⑦新規） ＜動画アクセス回数：10,000件以上＞

運営目標			
食物アレルギー対策			
達成手段 (数値目標)	①	《安心・安全に食物アレルギー対応食を提供できる施設の普及・拡大》 食物アレルギーのある全ての方が、安心して旅行や外食など京都観光を楽しめる食の環境づくりを行います。 ・食物アレルギーのある子どもが安心して、修学旅行など京都観光を楽しめるよう、安心・安全に食事を提供できる旅館・ホテル・食事提供施設を増やします。 ・アレルギーのある方が、安心・安全に外食ができるよう、メニューにアレルギー表示を行う店舗を増やします。	
	②	《食事提供施設への教育的支援》 ・食事提供施設が、安心してアレルギー対応食を提供できるよう、専門医、管理栄養士によるきめ細かな指導・助言が得られる専門相談窓口を設置します。 ・食事提供施設の従業員を対象に、専門家による食物アレルギーに関する体系的な研修会を開催します。（㉗新規） ＜研修会の開催：年4回＞	
	③	《全国への普及啓発》 宿泊施設等における食物アレルギーの対応を全国に発信し、食物アレルギーに優しい安心・安全な京都をPRします。 ・府内旅館・ホテルなど宿泊施設や旅行会社を対象に説明会を開催するとともに、旅行会社と連携して全国への情報発信を行います。 ・医学・公衆衛生学関連学会において京都府の取組を発表し、京都府の食物アレルギーの取組を全国へ発信します。 ・専門家、医療、栄養、旅館・ホテル、料理・飲食店の関係団体、NPO、自治体等からなるプロジェクト会議を開催し、観光地である京都府において、食物アレルギーのある全ての方が、安心・安全に食事ができる体制整備や全国への普及啓発・発信についてオール京都で進めます。 ＜年2回開催＞	
8	がん総合対策 京都府がん対策推進条例及び京都府がん対策推進計画に基づき、がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上を目指すため、予防・早期発見、医療水準の向上、患者への相談支援・情報提供など、がん対策を総合的に推進します。		
計画区分		中期計画	府民安心の再構築
			医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《予防（がん教育の推進・胃がん予防等）》 医療従事者とがん経験者による教育実践チームを編成し、がん教育・啓発を学校・企業等で実施します。 ＜学校向けがん教育実施数：100校（夏休み親子参加型講座を実施）(㉖実績：84校)＞ ＜がんセミナー、出前講座実施企業・事業所数：200事業所(㉖実績：142事業所)＞	
	②	従業員の健康づくりに積極的に取り組む「きょうと健康づくり実践企業」の認証企業を増やします。 ＜きょうと健康づくり実践企業の認証企業数 ㉗ 50企業（㉖実績：49企業）＞	

運営目標	
達成手段 (数値目標)	③ 胃がん予防に取り組むモデル事業として、府立医大と連携して高校生へのピロリ菌検査を実施するとともに、市町村で実施する検査についての支援や公開講座の開催を通じて、府民の胃がん予防としてのピロリ菌検査への関心を高め、胃がん予防対策の充実に取り組みます。(27新規) ＜モデル校実施 高校生(生徒数600人)＞ ＜モデル実施市町村数：3市町村＞
	＜早期発見（がん検診の受診率向上・受診環境の整備等）＞ ＜がん検診受診率：50%(府民2人に1人が受診)(26実績：33.5%)＞ 府民総参加の100万人がん検診推進運動を実施するとともに、啓発活動を行うNPO及び民間団体の取組を支援します。 ・春の医総会WEEKや秋の日本がん治療学会学術集会にあわせた、がん検診啓発のイベントを実施します。(27新規) ④ ＜検診啓発イベント参加等人数：100,000人＞ ・若い女性に罹患率の高い子宮頸がんの検診啓発のため、NPO法人、大学、企業、婦人科医等参画の「ステキ女子のからだメンテプロジェクト」による啓発活動を展開します。具体的には、子宮の日(4/9)の京都タワーライトアップや女子大学での啓発を行います。 ・ピンクリボン運動と連携して、乳がん検診啓発イベント(京都タワーライトアップ、ウォークラリーなど)を実施します。 ・大腸がん検診の啓発として、働く世代へ検診受診への働きかけを行います。
	市町村のがん検診の実施体制の整備を進めます。 ・市町村の肺がん検診のデジタル化の推進のため、市町村の検診体制や読影体制の環境整備を図ります。(27新規) ⑤ 府民ががん検診を受けやすい環境を整備します。 ・働く世代のがん検診受診率を向上させるため、乳がん・子宮頸がんといった女性がんや、大腸がんの検診において、無料クーポンを配布する市町村を支援します。 ・休日にがん検診やセット検診を進める市町村を支援し、受診しやすい体制づくりを推進します。 ＜休日総合がん検診実施市町村数 15市町村 (26実績：13市町村)＞

運営目標

達成手段 (数値目標)	⑥ 《医療水準の向上（がん医療・緩和ケア等）》 がんによる死亡者の減少を目指して、がん医療の充実に取り組みます。 ＜がんの年齢調整死亡率（75歳未満 人口10万人対）：71.8（平成29年目標）（㉔新規）＞ 標準的治療の均てん化 ・居住する地域にかかわらず、手術療法、放射線治療、化学療法等の質の高い標準治療をうけることができるよう、均てん化を進めます。（京都府立医科大学附属北部医療センターの放射線治療施設（リニアック）の整備に対する支援を行います。）（㉔新規） 次世代の最先端がん治療の導入 ・府立医科大学に整備される予定の最先端陽子線治療施設にかかる人材育成を支援します。（㉔新規） 在宅がん医療体制の整備 ・在宅で患者に切れ目のないがん医療を提供するため、地域でがんに対応できるかかりつけの在宅がん担当医（仮称）の認定制度を構築します。（㉔新規） 緩和ケアの推進 ・京都府内の緩和ケアを推進するため、府立医大の緩和ケア病棟を拠点として、緩和ケア連携体制の強化や研修等による人材育成などを行います。 ＜府内緩和ケア病床数 240床（累計）（㉔実績：221床（累計））＞ ＜拠点病院等による緩和ケア研修会を終了した医師の数 1,600人（累計）（㉔実績：1,405人件（累計））＞ 小児がん対策（㉔新規） ・小児がん医療の充実と患者・家族への支援の向上に資するため、小児がん拠点病院（府立医大、京大）を中核として、地域医療機関と連携し、小児在宅医療機関従事者等に対する研修や公開講座を開催します。 ・小児がん患者や家族の長期滞在のための宿泊環境の整備の検討など患者支援の取組を進めます。 歯と口の健康づくり推進のための環境整備等（㉔新規） ・がん診療拠点病院等において、がん患者等の周術期の口腔ケアを推進します。〔再掲〕
	⑦ 《総合相談支援・情報提供（相談センター等）》 京都府がん総合相談支援センターにおいて、がんの病態や治療法、がん患者等の療養生活上の悩みなどに対応する、看護師等医療従事者及びピア相談員を配置し、総合的で利用しやすい寄り添い支援を行い、保健所等へも出張し相談に対応します。 ・専用のHPなどを活用し、がん患者やその家族への情報提供、発信を行います。また、各拠点病院等の相談員が活用できる相談員マニュアルを作成配布し、相談対応の均てん化を図ります。 ＜保健所等での出張相談の回数：㉔ 87回 → ㉔ 90回＞ 患者サロン、患者団体等の活動を支援するため、その担い手の養成を推進するとともに各団体の交流を推進します。 ＜ピアサポーター養成講座修了者数：㉔ 84人 → ㉔ 120人（累計）＞

運営目標				
9	感染症対策の推進 エボラ出血熱、MERS、デング熱、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備えるとともに、肝炎やエイズ等の従来からの感染症についても、引き続き、まん延の防止や医療体制の整備等を図ります。			
	中期計画	府民安心の再構築	暮らしの安心	感染症の被害が抑えられること
	達成手段 (数値目標)	① 《エボラ出血熱、MERS、デング熱、新型インフルエンザ対策》 ○エボラ出血熱発生時の患者移送について、消防機関との覚書の締結により、協力体制を強化し、感染拡大防止に万全を期します。(27新規) ○MERS、デング熱について、関係者会議を開催し、情報共有を図り、対策を検討し、発生予防と発生時対応を徹底します。(27新規) ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、指定地方公共機関の業務計画の策定支援を行うとともに、医療分野の特定接種事業者の追加登録及び国民生活・国民経済安定分野の登録の準備を進めます。 ＜指定地方公共機関26機関：26 業務計画策定3機関 → 27 26機関＞[危機管理監と共管] ＜特定接種登録事業者数(医療分野)：26 1,690 → 27 1,858＞ これらの重大な感染症の発生時に備え、医療提供や患者搬送を円滑に実施するため、実践的な訓練を実施します。[危機管理監と共管]		
		② 《肝炎対策》 ○肝炎ウイルスの感染防止や検査等の啓発について、肝炎患者団体等と連携して行います。 ○感染の早期発見等による肝硬変、肝がんへの重症化予防を推進するため、各保健所や市町村、委託医療機関においてウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス検査の陽性者に対するフォローアップを行います。 ＜健康増進法による肝炎ウイルス検査実施 市町村数 27 26市町村 (26実績：23市町村)＞ ○医療体制の充実 ・肝疾患診療連携拠点病院(府立医大・京大)をはじめ、適切な医療を提供するため、専門的な肝疾患に対応できる「肝疾患専門医療機関」の拡充を進めます。 ＜肝疾患専門医療機関 200医療機関 (26実績：195医療機関)＞ ・保健所や市町村において、肝炎に関する知識を持ち、相談等が可能な人材を育成するため、担当者研修会を実施します。 ＜肝炎に関する知識を持つ人材を育成 159人(累計) (26実績：139人(累計))＞ ○患者支援 ・肝炎患者等に対して、肝炎に係る情報を提供するため、「肝炎情報ガイド」を配布し、肝炎治療につなげます。		
③ 《その他の感染症対策》 ○血液感染する感染症の対策を行います。 ・血液感染予防の研修を医療者に実施し、エイズ患者の高齢化に備え地域医療との連携をすすめます。 ＜27年度：一般医療機関1回、透析施設1回、歯科診療所1回 (26実績：一般医療機関1回、透析施設1回、歯科診療所1回)＞ ・エイズに関するフォーラムの開催や全保健所での青少年向け予防啓発を行います。 ＜フォーラム参加者等：3,000名＞ ○麻しん・風しんのまん延を防止するため、麻しん・風しんワクチンの接種促進の啓発を行います。				

運営目標				
10	難病対策の推進 難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても安心して療養生活を送ることができるよう、新たな医療費助成制度の円滑な運営、医療提供体制の整備、在宅療養支援体制の充実や相談支援・情報提供など、難病対策を総合的に推進します。			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	難病患者や家族の療養生活上の不安を軽減するため、新たな医療費助成制度の相談体制や医療提供体制の充実を図ります。 ○新制度に関する難病患者や家族からの問い合わせに一元的に応じるとともに、保健所及び本庁における申請受付業務の体制を強化します。(「新制度相談窓口」の設置) ○居住する地域にかかわらず、質の高い難病医療を受けることができるよう医療提供体制の構築を図ります。 (「新・難病医療拠点 病院(総合型)」、「新・難病医療拠点病院(領域型)」、「難病医療地域基幹病院(仮称)」の指定)		
	②	難病患者や家族に対する在宅療養支援の充実を図るため、必要な支援が途切れることなく提供できる体制づくりを推進します。 ○難病患者が適切に治療を受けられるよう「指定医療機関」の指定を進めるとともに、診療体制の充実を図るため「難病指定医」の養成を行います。 ＜「難病指定医」に対する研修の受講者数：300人＞ ○重症難病患者一時入院事業について、対象疾患の拡充を図ります。 ＜一時入院事業の利用者数：240人（㉔実績：223人）＞ ○対象疾患の拡大に対応できるよう貸出し機器の充実を図り、利用を促進します。 ＜利用者数：70人（㉔：65人）＞ ○難病患者に接する地域の医療・介護・福祉業務従事者(看護師・保健師・介護士等)の研修受講を促進し、難病患者を支援する人材の育成を図ります。 ＜神経難病の専門看護研修、ホームヘルパー養成研修、ケアマネージャー養成研修等、延べ受講者数：750人（㉔実績：703人）＞		

運営目標

達成手段 (数値目標)	難病患者の社会参加のための総合的な在宅療養支援を推進します。 ○全保健所に「難病対策地域協議会(仮称)」を設置し、医療・福祉、就労、介護など、難病患者に対する包括的な地域支援体制を整備するとともに、「難病患者地域支援コーディネーター」を配置し、難病患者の在宅療養に関する情報の共有や関係機関の連携を図ります。 <難病対策地域協議会設置： 全保健所> ③ ○総合的な相談支援体制を強化するため、難病相談・支援センターをリニューアルし、生活相談、ピア相談、医療相談など、きめ細やかな寄り添い支援を推進するとともに、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」と連携し、安定的な就業支援を行います。 <京都府難病相談・支援センター等における相談支援件数： 4,800件> ○患者団体等の活動を支援するため、ピアサポーターやボランティア等の担い手を養成するとともに、各団体等の交流を促進します。
	臓器移植に関する京都府民の意思を尊重できるよう「意思(おも)いをつなぐグリーンリボン京都府民運動」を推進します。 ○病院内の移植医療従事者(院内臓器移植コーディネーター)に対する養成研修を行い、患者家族の意思確認から臓器提供までを円滑に実施できる院内提供体制を強化します。(27新規) <養成研修受講者数： 50人> ○運転免許証や健康保険証の交付時に意思表示欄への記入を促進する府民向け啓発活動や府民参加型イベントを行い、移植医療への理解を深める府民運動を関係団体と共に展開します。
	⑤ 難病患者(指定難病患者以外の希少難病患者を含む)の災害時対応充実のため、安否確認リスト作成、行動計画策定等を進め、市町村との連携を更に推進します。

運営目標			
11	切れ目ない医療提供体制の構築		
11 -1	医療体制の充実 超高齢社会となる2025年を見据え、どの地域にあっても切れ目のない医療が受けられる医療提供体制の構築を図ります。		
計画区分		府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	≪地域医療構想(ビジョン)策定のための体制の整備≫ 地域医療構想(ビジョン)策定のため、医療関係団体、保険者、市町村等で構成する協議の場を設置し、2025年の医療需要を推計の上、必要となる医療提供体制について、あるべき方向性、方策に関する意見を集約します。(⑳新規)	
	②	≪病床機能分化・連携≫ 府内どの地域にあっても切れ目のない医療・介護サービスが安心して受けられる地域医療体制を構築するため、医療関係団体や大学等と連携し、オール京都体制でICTを活用した医療・介護情報共有システムを構築します。(㉑新規) ・「病病連携・病診連携システム」: 共通診察券により医療関係者が患者の医療情報を共有するシステムの構築 ・「在宅医療・介護連携情報共有システム」: 在宅療養患者の生活を支援する看護・介護情報を共有するシステムの構築	
	③	≪在宅医療の推進≫ 在宅療養中の高齢者が体調不良時に安心して入院できる病院を事前に登録する「在宅療養あんしん病院登録システム」の更なる普及に向け、あんしん病院及びかかりつけ医による「在宅療養あんしん病院登録システム」の普及とあんしん病院による空床情報開示によるスムーズな入院を支援します。(㉒新規) <システムを利用する診療所数: 累計800診療所> <空床情報開示を利用した入院件数: 500件/年> <在宅療養あんしん病院登録システム登録者数: 累計2万件> 訪問看護ステーションに従事する訪問看護師を確保し、安心して在宅療養を行える環境を整備します。 <訪問看護師数: 914人(40人の増員)(㉓実績: 874人)>	
	④	≪医療従事者等の確保・養成≫ 医師会等が実施する医療従事者等人材育成研修事業を支援するとともに、研修環境を充実するためICTを活用した研修情報一覧を今夏を目途に整備します。(㉔新規)	

運営目標				
11 -2	医師確保の推進 「京都府地域医療支援センター(KMCC)」により、府内の大学、病院、医療関係団体と連携したオール京都体制での総合的な医師確保対策の取組を充実・強化します。			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心	
達成手段 (数値目標)	①	＜研修医の確保＞ 臨床研修医の定員を確保するため、関係機関と連携し国に強く働きかけるとともに、府内病院を臨床研修先を選ぶ研修医の募集定員に対する充足率100%(フルマッチング)を目指し、病院就職説明会に府内研修病院と協働して取り組みます。 また、後期研修医を確保するため、医師・医学生向けへのネット配信の強化を図るとともに、主要都市に出向いて府内出身医師との個別面談を実施するなど、ネットワークの強化に取り組みます。(27新規) ＜京都府地域医療支援センターによる専門医資格取得支援事業(KMCCキャリアパス)の参加者数：5人(累計15人)＞		
	②	＜女性医師確保＞ 出産や育児等により仕事と家庭の両立が困難な女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、各医療機関において仕事と家庭の両立ができる働きやすい勤務環境の構築を支援します。(27新規) ・病院が女性医師の再就業に必要な研修を実施するよう支援します。 ・病院が短時間勤務や宿日直免除など女性医師が働きやすい職場環境の整備を行うよう支援します。 ＜女性医師の離職防止制度利用者数(短時間勤務、宿日直免除制度の利用者数)：10人(累計50人)＞		
	③	＜小児整形外科医確保＞ 府立医科大学と連携して、肢体不自由児等の成長を支える小児整形外科医を養成するとともに、府内病院間でのローテーションができるシステムを構築します。		
	④	＜職場の環境改善対策＞ 医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着を図るため、本年1月に設置した「京都府医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関の勤務環境改善計画策定の取組みを支援します。 ＜支援病院：5病院＞		
	⑤	保健所長などの行政に従事する医師を計画的に確保するため、行政従事医師確保システムを活用し、府立医大での公募を継続するとともに、広報媒体を活用して全国に周知し医師確保を図ります。		

運営目標				
11 -3		看護職員等の確保の推進		
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《看護師確保・登録推進》 ナースセンターとハローワークの連携を強化し、就業相談の充実を図ることにより、就業者数を増やします。 平成27年10月開始予定の離職者届出制度の周知を図るとともに離職後も一定の「つながり」を確保し、ライフサイクルを通じて適切なタイミングで復職研修等必要な支援を実施します。 ＜ナースセンターによる就業者数(北部看護職支援センターでの相談経由も含む)：毎年650人（㉔実績 703人）＞ ＜潜在看護人材登録数(つながりネット)：100人(累計550人)＞		
	②	《北部地域看護師確保対策》 北部地域での看護師確保を図るため、看護職確保対策協議会を設置し、看護職員を志向する地元の若者の発掘、看護学生の北部医療機関での臨床実習受入拡大や修学資金北部枠の創設により人材確保を図ります。（㉔新規） ・北部地域の看護師確保・定着の評価・検討を行う看護職確保対策協議会の設置 ・小・中学校の早い段階から学校教育等と連携し出前講座等の実施 ・実習コーディネーター、実習補助担当(各1名)を府立看護学校等に配置し、実習施設と学校養成所間の調整や現地での実習を支援 ・看護学生が北部地域に就職することを条件に看護師修学資金を貸与 ＜北部看護師実習受入数拡大：35人（㉔実績：209人）＞ 京都大学が実施する北中部の医療介護施設との相互人材交流システムを活用した「看護職連携キャリア支援センター(仮称)」事業を支援(㉔新規) 北部地域の看護師養成と人材育成を図るために必要な府立看護学校の機能と役割を検討		
	③	《離職防止対策》 離職率の高い病院への個別訪問の結果・分析等を踏まえ、看護職員確保対策をより積極的に推進展開するため、各医療圏ごとに設置したワーキンググループを中心に検討を行うとともに、病院への訪問を継続し、看護職員がやりがいを持って働き続けられる職場づくり(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む病院を増やします。 ＜京都府全体の離職率を(H25:10.9%→)10.8%に減少、ワーク・ライフ・バランスに取り組む病院：3病院増（㉔実績：5病院増）＞		
	④	《職場の環境改善対策》 看護職員の働きやすい環境づくりのため、病院内保育所の取組を推進します。 ＜運営支援：64施設（㉔実績：62施設）＞		

運営目標			
11-4	小児救急の充実 府民の健やかな子育てを支えるため、府全域で関係医療機関と連携し、地域の実情を踏まえた小児救急医療体制を充実します。		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	リスクの高い妊産婦や新生児などの重症患者を高次医療機関で確実に受け入れることができるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの設備等の整備を推進するとともに、急性期を脱した患者の後方病床への適切な搬送体制の構築のため、協力病院制度の導入に取り組みます。 また、引き続き府南部地域における小児救急医療体制の確保に取り組みます。	
	②	小児救急電話相談事業（＃8000）を引き続き実施し、子育て世代の保護者の安心を図るとともに、適切な小児救急受診を推進します。 ＜小児救急電話相談事業（＃8000）の相談件数：16,000件（㉔実績：15,000件（見込み））＞	
11-5	二次・三次の救急医療体制の充実強化		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	平成27年度早期の京滋ドクターヘリの運航開始により、京都府南部地域における大阪府ドクターヘリと相互に補完しあう、運航体制の充実を図るとともに、消防機関をはじめとする関係機関との連携を強化し、府域における更なるドクターヘリの利用を促進します。 ＜ドクターヘリの対応件数：270件（㉔実績：255件）＞	
	②	平成26年度に構築した「救急搬送情報システム（タブレット端末対応）」の運用を開始し、消防機関と医療機関におけるシステムの活用を促進するとともに、収集された搬送データ解析に取組み、救急搬送体制の一層の充実強化を図ります。	
11-6	北部地域の医療提供体制の充実 北部地域の医療提供体制を充実するため、京都府立医科大学と連携して医師確保を図るとともに、「北京都安心医療拠点」として京都府立医科大学附属北部医療センターと連携を進め、地域医療再生基金も活用して同センターや北部公的病院の研修・研究機能の強化等のための支援を行います。		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	府立医科大学附属北部医療センターが北部地域における中核病院や医学教育・臨床研究の拠点としての役割を果たすため、「北京都安心医療拠点」としてふさわしい機能のあり方を検討するとともに、引き続き、地域医療機関と連携し、医師派遣や若手医師の育成・定着など北部地域の医療提供体制の強化を図ります。〔再掲〕	
	②	京都府立医科大学と連携して地域卒業者や自治医科大学卒業者、KMCCキャリアパス参加者を北部地域に配置するなど、北部地域に従事する医師を確保するとともに、北部公的病院の合同研究・研修等の実施や、健康長寿の疫学的解明のため、丹後在住の60～64歳約2,000人を対象とした老化に関する調査・分析を実施するなど、研究フィールドとしての魅力を高め、若手医師の定着・育成を推進します。（㉔新規） ＜府北部地域への医師派遣数：250人（㉔実績：のべ3,128人）＞ ＜合同研修を開催する病院：3病院＞	

運営目標			
達成手段 (数値目標)	③	地元の市町村や医療機関、地区医師会等をメンバーとした連携協議会において具体的な課題を検討し、府立医大附属病院を核として高度専門医療の展開や、北部地域の医療を支える人材を育成、病病連携や病診連携強化により在宅療養を希望する患者への退院支援を充実・強化し、地域完結型医療を推進します。	
	④	≪地域医療従事医師の育成≫ 将来地域医療に従事する医師を育成するため、府内の医学生に対して、地域医療への理解、認識を深められるよう、医師確保困難地域の病院における実習の拡大に向けて取り組みます。 ＜地域実習参加学生比率：80%（26実績：66.5%）＞ ・新たに、京大・府立医大と北部地域の病院をICTネットワークで結び、北部でも遠隔カンファレンス、聴講が可能な教育環境を整備するとともに、京都大学の府北部地域での地域医療実習を実施します。	
11 -7	洛南病院の運営 精神科病院のイメージを再構築し、「精神科総合病院」として府民のこころのケア（医療）の拠り所を目指します。		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	≪整備構想≫ 京都府保健医療計画を実現するため、洛南病院のあり方検討を踏まえ、21世紀にふさわしい洛南病院の施設整備計画を引き続き検討します。（27新規）	
	②	≪認知症対策≫ 洛南病院と連携して精神科医療から地域生活支援までワンストップで支援する「こころのケアセンター」の開設に向け、整備基本構想を策定します。（27新規） 若年性認知症特有の相談に応じるため、洛南病院に専用電話相談窓口を設置します。〔再掲〕 市町村が設置する「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」などと連携して初期認知症の方の総合的な伴走支援を行う「日本版リンクワーカー」制度を創設します。〔再掲〕	
	③	≪薬物依存症対策≫ 社会問題となっている危険ドラッグ等の薬物依存症の再乱用を防止するため、依存症治療を開始します。（27新規）	
	④	≪精神科医療の向上≫ 精神科医療のニーズの変化に対応した医療提供体制の充実に取り組み、精神科医療の向上を図ります。 ・重症うつ病対策として、薬物療法だけでは治療困難な重症うつ病患者に対する磁気刺激治療の取組を推進します。 ・府南部圏域における精神科救急医療システムの基幹病院として、救急患者の積極的な受け入れとともに、併せて経営改善を図り、赤字額を前年度比5%減少させます。 ＜救急患者の入院受入：250件（過去3カ年平均実績：222件）＞ ＜救急病棟の病床利用率：85%（過去3カ年平均実績：83.1%）＞ ＜経常収支比率：98%（過去3カ年平均実績：97.3%）＞	

運営目標

11 -8	あんしん医療制度の構築 誰もが安心して医療にかかることができる、持続可能で安定的な医療保険制度を構築するため、医療保険者への支援を強めるとともに、市町村国保の都道府県単位での一元化など、都道府県の積極的な関与を進めます。
中期計画	府民安心の再構築 医療・福祉の安心 健康保険・介護保険制度が安定して運営されること
達成手段 (数値目標)	① 国民皆保険の最後の砦である市町村国民健康保険の運営の安定化を図り、将来にわたって国保のサービスが確保されるよう、平成30年度を目標にした市町村国保の都道府県化を見据え、京都市市町村国保広域化協議会により市町村と課題対応を協議、円滑な移行を進めます。 (協議事項例) ・国保保険料(税)の負担や公平性確保のあり方 ・財政基盤強化のための国費拡充に関する国への提案 ・都道府県が中心的な役割を果たす新しい財政運営・安定化の仕組み ・被保険者の健康増進の観点から進める保健事業、給付適正化の広域的な取組 ② 府民の健康増進・健康寿命延伸を図りながら、今後、医療給付と保険料負担の増嵩が見込まれる高齢者医療のより安定的な運営を確保するため、京都府副知事の後期高齢者医療広域連合副広域連合長就任を機に、広域連合との連携を一層強化する中で、保険者機能強化を全面的にサポートし、オール京都体制で、被保険者の生涯を見据えた健康づくりを進めます。 (取組内容) ・医療保険者協議会への広域連合参加及び全保険者連携によるオール京都体制の確立 ・市町村や他の保険者と連携し、介護、高齢者福祉施策等との体系立てた切れ目のない健康づくりの支援 ・分析・事業立案の基礎となるビッグデータ基盤の整備支援

運営目標				
12	京都式地域包括ケアシステムの推進 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、第7次京都府高齢者健康福祉計画に基づき、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」の実現に向けて、京都地域包括ケア推進機構を中心に市町村や機構の構成団体と連携し、オール京都体制で取組を強化・推進します。			
12-1	認知症「京都総合戦略」の推進 認知症の初期から看取りまで、本人の容態に応じた適時・適切なサービスをワンストップで提供する「京都認知症総合センター（仮称）」の整備等、「京都式オレンジプラン」に基づき、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる社会づくりを当事者視点で推進します。			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	長寿の安心
達成手段 (数値目標)	①	《「認知症総合センター（仮称）」の整備》 認知症に関する初期相談・情報提供から、在宅支援、通所、入所、医療機能を併せ持つ、日本初のモデルとなる「京都認知症総合センター（仮称）」の整備に着手します。		
	②	市町村が設置する「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」などと連携して初期認知症の方の総合的な伴走支援を行う「日本版リンクワーカー」制度を創設します。（⑳新規） ＜日本版リンクワーカー養成：50人＞		
	③	《若年性認知症対策の強化》 若年性認知症の方やその家族に適切な支援ができるよう、「若年性認知症相談会」や「京都オレンジガイドブック」を活用した産業保健関係者向け研修会を実施し、若年性認知症の総合的支援を促進します。 ＜若年性認知症相談会の実施：各保健所圏域で1回以上（㉑実績：7回）＞ ＜産業保健関係者向け研修会の受講者：150人＞（㉒新規）		
	④	若年性認知症特有の相談に応じるため、専用電話相談窓口を設置し、医療や多岐に渡る支援制度等の紹介を行い、当事者・家族の不安の軽減を図ります。 ・若年性認知症コールセンターの設置（㉒新規）		
	⑤	《認知症への理解促進》 地域住民への認知症理解を普及するため、圏域ごとに設置された普及啓発部隊「オレンジロードつなげ隊」による戦略的な啓発活動と高齢者あんしんサポート企業の養成により、認知症の人にやさしい地域づくりを推進するとともに、認知症などで行方不明になった方が家族等の元へ帰宅できるよう、市町村や警察など関係機関との連携の下、早期に発見するための事前登録制度の導入を支援します。 ＜オレンジロードつなげ隊による普及啓発活動：70回＞（㉒新規） ＜高齢者あんしんサポート企業・あんしんサポーター：700事業所・3,000人＞ ＜認知症行方不明者の早期発見に向けた事前登録制度の導入市町村：10市町村＞（㉒新規）		

運営目標

達成手段 (数値目標)	⑥	認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するため、地域の交通機関、学校、商店等の様々な事業所や機関・団体が、市町村等と認知症支援の協定を結ぶ「認知症アクションアライアンス」の創設を支援するとともに、認知症サミットの開催により、認知症の人にやさしい京都を府内・全国に発信します。 ＜認知症サミットin京都の開催＞（②⑦新規）
	⑦	＜認知症の早期発見と適時・適切な医療・介護等の提供＞ 二次医療圏域ごとに設置された認知症疾患医療センターが核となり各医療圏で専門病院等のネットワーク化などにより認知症の早期発見・早期対応を推進するとともに、市町村が初期認知症の方やその家族に対し集中的に支援する「認知症初期集中支援チーム」や初期認知症の方が集う「認知症初期対応型カフェ」を全ての市町村に設置できるよう、人材養成や立ち上げ等を支援します。 ＜認知症初期集中支援チームの設置：10市町村（②⑥実績：5市町村）＞ ＜認知症初期集中支援チーム員（作業療法士）の養成：25人＞（②⑦新規） ＜認知症初期対応型カフェの設置：全市町村＞
	⑧	認知症の人やその家族が気軽に相談できる「認知症コールセンター」や認知症に関する基礎知識や医療機関情報を掲載した「きょうと認知症あんしんナビ」を広く府民に周知し、認知症の症状があっても気づくことが遅れたり、相談しないなどによる早期発見の遅れによる重度化を防止します。 ＜京都府認知症コールセンターの認知度：40%（②⑥実績：26.6%）＞ ・京都府若年性認知症コールセンターの設置（②⑦新規）[再掲] ＜きょうと認知症あんしんナビへのアクセス数：5万件/年＞（②⑦新規）（②⑥実績：34,500件）
	⑨	認知症高齢者と身近に接するかかりつけ医の認知症対応力向上を図る研修を初めとした地域の認知症医療ネットワークの構築を図るとともに、看護師等医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施し、一般病院でも認知症患者の受入ができる体制構築を図ります。 ＜認知症サポート医養成数：20人（京都府内10人及び京都市内10人）（②⑥実績：10人）＞ ＜かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者：100人＞ ＜看護師等医療従事者の認知症対応力向上研修受講者：800人（②⑥実績：850人）＞
	⑩	＜認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の推進＞ 介護保険事業等に従事する介護職員等に対して認知症介護の理念・知識・技術を習得させるとともに、さらに高い知識や技術を持つ指導リーダーを育成します。 ＜認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修修了者：370人＞ 【23～27年度5年間の養成目標：1,850人 → 23～26年度の実績：1,494人】

運営目標				
12 -2	総合リハビリテーション推進プラン			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《人材の確保・育成》 2022年までにリハビリテーション医200名養成を目指して、「府リハ教育センター」において、リハに精通した医師を養成するとともに、府立医科大学でリハ医学教室を開設し、専門医(2022年までに20名)、認定臨床医(2022年までに40名)を養成して府内全域で均衡の取れたリハ医療を提供します。 ＜リハビリ専門医師の数(人口10万人当たり)：2.7人 (㉔実績：2.6人)＞ ＜リハ教育センター実地研修の本格実施によるリハ医の養成：15名 (㉔実績：111人)＞ ＜府立医科大学リハ医学教室におけるリハ専門医等の養成：3名＞ (㉔新規)		
	②	府内のリハビリテーション従事者の確保を図り、地域的な偏在の解消を図るため、府内不足地域での就業を希望する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士養成施設等の修学者に対し、修学資金を貸与するとともに、府北部地域など不足地域への誘導をさらに推進するため、北部地域を統括するセンター設置に向けた取組を進めていきます。 ＜リハビリ専門職(理学療法士(PT))の数(人口10万人当たり：55人 (㉔実績：52.3人)＞ ＜リハビリ専門職(作業療法士(OT))の数 人口10万人当たり：30人 (㉔実績：24.9人)＞ ＜リハビリ専門職(言語聴覚士(ST))の数 人口10万人当たり：10人 (㉔実績：8.4人)＞ ＜理学療法士等修学資金貸与者の免許取得後の府内への就業率：100% (㉔実績：81.4%)＞ ＜リハ就業フェアにおける出展法人の求人数に対する就業(内定)率：40% (㉔実績：46.4%)＞		
	③	介護老人保健施設については、地域包括ケアシステムの中で在宅復帰に向けた支援、訪問・通所リハ等の在宅リハ支援拠点としての役割が果たせるよう、府内全71施設の施設長及びリハ部門責任者等に対し、在宅リハ支援についての研修会を開催。在宅復帰に向けた在宅リハ支援についての研修の実施 ＜在宅リハ支援の研修の実施：71施設 (㉔実績：60/69施設)＞		
	④	介護老人福祉施設に就業する看護職・介護職等のリハビリ従事者に対し、利用者が持てる機能を維持し、その人らしくよりよい生活を送れるよう、施設長及び機能訓練指導員に対し、介護老人福祉施設におけるリハビリのあり方及び役割について機能訓練指導員等研修会を開催し指導します。 ＜機能訓練指導員等研修会開催による相談・指導：90施設＞		
	⑤	ノーマライゼーションの観点から、特に在宅等で生活が困難な障害児・者に対するリハビリテーションに係る支援を充実させるため、障害児・者リハビリテーションを担う人材の確保・育成を推進します。訪問リハ事業所、障害児・者施設等のリハを担う人材に対し、障害児・者リハの技術習得のための研修会等を実施 ＜障害児・者リハ技術習得のための研修会等実施：3回 (㉔実績：3回)＞		

運営目標

達成手段 (数値目標)	⑥ 《施設の充実》 2017年までに回復期リハ病床を現在の1.5倍(約500床の増床)にするため、早期からの集中的な専門的リハビリを提供し、患者の社会復帰を実現するため、すべての医療圏で回復期リハビリテーション病棟の整備を推進するとともに、通院が困難な在宅療養者が訪問リハビリサービスを受けられるようにするため、訪問リハビリテーション事業所の新規開設等の整備を推進します。 <回復期リハビリテーション病床の数：人口10万人当たり 54床 (②⑥実績：49.6床)> <府内の回復期リハビリテーション病床の増床：150床 (②⑥実績：295床)> <府内の回復期リハビリテーション病床を有する病院数：25病院 (②⑥実績：23病院)> <訪問リハビリテーション実施機関数(累計)：126施設 (②⑥実績：115施設)>
	⑦ リハビリロボット機器の研究・開発を進め、府内病院への普及を図るため、府立医大ロボットリハビリテーションセンター(仮称)を開設するとともに、医大リハビリ医学教室の協力を得ながら、京都産業21の「ライフサイエンス推進プロジェクト」「生活支援ロボットビジネス研究会」に参画し、民間企業とも連携を進める。(②⑦新規)
	⑧ 《連携体制の構築》 急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーションサービスを提供するため、府内全域でITを活用した地域連携パスを導入するとともに、府内すべての脳卒中の急性期・回復期医療を担う医療機関の脳卒中地域連携パスへの参加を推進し、脳卒中患者の在宅復帰を促進します。 <脳卒中地域連携パスの対象者(運用者)数：1,000人 (②⑥実績：848人)>
	⑨ 心身の状況等に応じたリハビリテーションを提供するため、地域リハビリコーディネーターが地域包括支援センター等が開催する連携会議等に参加し、地域のリハビリ資源の紹介及び活用に関する助言・相談を行うとともに、地域包括ケア推進ネットが協働し、二次医療圏内における医療介護の連携を促進します。 <連携会議等でのコーディネート回数(6圏域+京都市)：300回 (②⑥実績：287回)> モデル的に実施した、中丹(東)圏域で医療介護連携事業で作成した退院調整ルールを実際に運用し、効果検証を行う。(②⑦新規)
	⑩ リハビリテーション専門職の人材確保が困難な北部地域において、人材育成や地域連携等を総括的に取り組むため、関係課とともに検討会を設置の上、北部地域のリハビリ提供体制の充実について、検討を行う。 ・リハビリ専門職の人材確保が困難な北部地域に、人材育成や地域連携等を総括的に取り組む「北部総合リハビリ支援センター」を設置し、北部地域のリハビリ提供体制充実方策を具体化します。(②⑦新規) <北部関係機関等による検討会議の開催：3回>

運営目標				
12 -3		看取り対策プロジェクトの推進		
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《人材養成（看取りの専門的な支援ができる人材養成・多職種協働）》 家族とともに最期まで本人にとって最良の医療・介護等の支援ができるよう、体系的な研修を実施し、様々な職種において、看取りの専門的ケアの向上と多職種と協働チームで支援を進める人材を養成します。 ＜看取りをサポートする専門的人材の養成＞（㉗新規） ・看護師、介護支援専門員、介護職員の研修実施：修了者各100名 ・看取り期を支援する職員のリーダーとなる医師の養成研修の実施		
	②	《「在宅」の看取り支援（在宅における看取りを支える医療・介護サービス体制の充実）》 在宅の看取りを進めるためのフローチャート作成を支援し、本人の意思決定、家族との話し合いを重んじた在宅における看取りを支援します。 また、地域の薬局間や関係職種の連携により医療用麻薬等の管理・円滑供給システムを拡充し、在宅の緩和ケアの充実に図ります。（㉗新規） ＜在宅での医療用麻薬等薬剤の管理・供給体制の拡充：2圏域以上＞		
	③	《「施設」の看取り支援（特別養護老人ホーム等多様な「住まい」における本人・家族の希望に添った看取り支援）》 医療連携により施設の看取りを支援するため、医師と連携した看取り支援システムの構築、施設職員の研修等を促進します。 また、家族が看取りに寄り添えるよう宿泊室の整備を促進し、施設の職員の協働を進めるため、作成した「看取り支援・施設ガイドブック」の活用を図るための研修を実施します。 ＜看取り介護加算の届け出事業所数：特別養護老人ホーム ㉖146箇所のうち108箇所(74%)→ 118箇所(80%)＞		
	④	《普及啓発（看取り期の医療や介護、療養場所に対する府民意識の醸成）》 予め健康なときから、療養場所や医療・介護について考え、意思決定を支援するために、医師や看護師や遺族会等による啓発や、孤立させない社会をつくるため、民生児童委員等による呼びかけ等の発信を積極的に展開します。 ・地域で孤立させない協働の取組や本人の意思を重んじ最期まで支えた看取りの事例を発信し、看取り体験の共有・啓発を推進します。 ＜ラジオリレートーク：6回以上、府民講座等の実施：2圏域以上（㉖実績：ラジオリレートーク 5回）＞		

運営目標			
12 -4	総合的な地域包括ケア人材の確保・育成 ＜介護・福祉人材7,000人(うち北部1,000人)確保(㉗～㉙)＞		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	介護・福祉人材確保が困難な中、職場環境の改善や魅力発信を通じて、介護・福祉分野において安定したサービスが可能となるよう、市町村及びジョブパーク、ハローワーク等と連携し、就職フェアやマッチング事業等の総合的な対策を実施し、介護・福祉人材を確保します。 ＜確保人数：2,400人(うち府北部地域確保人数：350人)（㉖実績：2,172人(うち北部 335人)＞	
	②	＜介護・福祉人材総合支援センターの開設＞ 福祉人材に係る相談から就労支援、就職後の研修や定着支援までをワンストップで支援するとともに、一体的なキャリアアップ支援を併せて実施するセンターを開設し、福祉人材の確保・育成を通じて、高齢者が安心して暮らせる社会を実現します。 ※開設前の福祉人材・研修センター事業を含む。 ＜相談者数：3,500人＞（㉗新規） ＜内定者数：300人＞（㉗新規） 就職フェア内定者数：250人（㉖実績：205人）＞ ＜潜在有資格者登録 300人、就職者 80人＞	
	③	＜福祉人材カフェ(京都ジョブパーク等)等の推進＞ 介護福祉職場未経験者に対する研修やマッチング等を通じ、福祉人材を確保します。 ＜福祉人材カフェ内定者数：400人＞（㉗新規） ＜介護・福祉正職員チャレンジ事業事業所派遣者数：100人＞（㉗新規）	
	④	＜京都府北部福祉人材養成システム推進事業の推進＞ 各市町広報誌の掲載やイベント等を通じ、舞鶴市内の介護・福祉人材養成校入学者の定員確保を目指します。 ＜入学者の確保：40人(現定員40人)（㉖実績：15人）＞ 福知山市内の現任者研修施設を開設し、研修者数120名を目指します。 ＜研修者数：120人＞（㉗新規） 宮津市内の総合実習センターに係る実習プログラムを作成し、平成28年度開設を目指します。（㉗新規） ＜北部福祉人材カフェ内定者数：300人＞	

運営目標				
達成手段 (数値目標)	⑤	《きょうと福祉人材育成認証制度の普及・発展》 宣言事業者へのコンサル等の支援を100事業実施、認証事業者をさらに90事業者増やし、人材育成に取り組む事業者を認証する福祉人材認証制度を更に広めていきます。 さらに、きょうと福祉人材育成認証制度の上位認証基準を策定し、認証事業所による更なる高度な取組を推奨し、福祉業界の一層のイメージを図ります。 また、入職後勤続年数が短い者の離職割合が高いことから、参加事業所の離職者のうち、勤続年数3年未満の者の離職者割合について、離職者全体の50%以下を目指します。 ＜支援事業者：100＞（②⑦新規） ＜認証事業者：90（②⑥実績 74）＞ ＜離職者割合：50%（②⑥実績 53%）＞		
12 -5	予防給付の地域支援事業への移行に伴う市町村支援			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《市町村の制度移行にかかる体制整備を支援》 全ての市町村において、平成28年度末までに必要な生活支援・介護予防のサービス提供体制が構築されるよう、これまで府が地域で培ってきた地域力を活かした団体育成等、市町村の取組を広域的に支援（②⑦新規） ＜地域力再生活動団体等を生活支援サービスの担い手として育成、マッチング：100団体＞		
	②	《生活支援コーディネーターの養成》 新たな総合事業における生活支援・介護予防のサービス提供体制を構築するため、各市町村における担い手養成やネットワークづくり等を推進するコーディネーター（地域支え合い推進員）を養成します。（②⑦新規） ＜生活支援コーディネーターの養成：府全域で150人（各市町村で2人以上）＞		
12 -6	京都市地域包括ケアの充実 等			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	《2次医療圏ごとに地域包括ケアを推進するために》 地域包括ケアが市町村で着実に推進されるよう、全2次医療圏域に設置した「地域包括ケア推進ネット」により、認知症施策や介護予防事業等の地域支援事業移行化等に係る圏域連絡会や協議会等の開催により、取組を推進します。 ＜圏域連絡会の開催：全保健所圏域（②⑥実績：全保健所）＞		

運営目標			
在宅療養あんしん病院登録システム推進強化			
達成手段 (数値目標)	①	在宅療養中の高齢者が体調不良時に安心して入院できる病院を事前に登録する「在宅療養あんしん病院登録システム」の更なる普及に向け、あんしん病院及びかかりつけ医による「在宅療養あんしん病院登録システム」の普及とあんしん病院による空床情報開示によるスムーズな入院を支援します。 ＜システムを利用する診療所数：累計800診療所＞（㉗新規） ＜空床情報開示を利用した入院件数：500件/年＞（㉗新規） ＜在宅療養あんしん病院登録システム登録者数：累計2万件/年（㉖実績：累計8,675人）＞	
地域包括ケアの基盤整備			
達成手段 (数値目標)	①	特別養護老人ホーム等をはじめとする高齢者の介護施設や住まいを整備します。 ＜特別養護老人ホーム：定員120人以上＞ ＜高齢者あんしんサポートハウス：定員80人以上(㉖実績：50人)＞ ＜地域密着型サービス事業所：26施設以上＞	
	②	平成26年度に策定した「高齢者居住安定確保計画」に基づき、「サービス付き高齢者向け住宅」が満たすことが望ましい水準としてガイドライン(基準指針)を新たに策定するとともに、ガイドライン達成に向けた事業者への支援策を構築します。(㉗新規)	
	③	地域の見守り・生活支援を進めるため、地域の様々な団体が連携した「見守りネットワーク(絆ネット)」構築を進めるとともに、「絆ネット」構築に取り組む市町村による連絡協議会を立ち上げ、情報交換や見守り活動の充実・強化に取り組めます。(㉗新規) また、個別訪問見守りを実施するボランティアグループ等を支援するなど、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の再構築を目指します。 ＜絆ネットワークの構築：10市町村（㉖実績：4市町村）＞ ＜訪問見守り活動団体：350団体（㉖実績：321団体）＞	
13 元気な高齢者の社会参加促進			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	長寿の安心
達成手段 (数値目標)	①	元気な高齢者が社会を支える仕組みづくりに向けて、(公財)京都SKYセンターを核として意欲のある高齢者には社会参加の機会発掘・提供、必要なスキル研修により活躍の場を提供、閉じこもりがちな高齢者には、きっかけ作りとして歩いて訪問する京都の名所を100か所選定する事業で社会参加を促進するなど、新たな生涯現役社会を推進する事業を継続実施します。 また、介護予防インストラクターの養成等により、「京都式介護予防総合プログラム」の更なる普及を図ります。 ＜(公財)SKYセンターが実施するスキルアップ研修を受講し、新たに社会参加した高齢者：75人＞（㉗新規） ＜あるきやす京都(京都介護予防100か所巡り)事業の箇所決定及び事業開始＞（㉗新規） ＜京都式介護予防総合プログラム：10市町村に拡大、計100人のインストラクターを養成＞（㉗新規）	
	②	介護保険サービスを利用していない高齢者に対して、市町村と協同で、地域で使えるプレミアム商品券を交付することにより、高齢者やその家族の長年にわたる健康維持の努力等に報いるとともに、併せて地域経済を元気づけます。[商工労働観光部と共管] ＜全対象者(3,406人)に交付（㉖実績：交付対象者3,167人に対して商品券を送付）＞	

運営目標			
14 民生児童委員の活動強化			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	長寿の安心
民生児童委員活動強化モデル事業の推進			
達成手段 (数値目標)	①	民生児童委員活動を補助する「民生児童委員支援員」のモデル事業を3市町において引き続き実施し、市町村、民生児童委員協議会や学識経験者等からなるワーキングチームを設置し、事業の検証を行うとともに、秋には、次期民生児童委員改選(H28)に向けた民生児童委員活動の活動環境整備を図るための国への提案を行います。(㉗新規)	
15 社会福祉法人の経営の透明性の確保及び地域における公益的な取組の支援			
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
財務諸表の公表			
達成手段 (数値目標)	①	福祉サービスを選択する上での判断材料を利用者に分かりやすく提供し、公益性の高い法人である社会福祉法人の運営の透明性を確保するため、府内全ての社会福祉法人(450法人)に対し、法人所管である市とも連携し、ホームページ上での財務諸表の公表を働きかけるとともに、府ホームページでも一括して公表することにより、社会福祉法人経営の透明性の向上を図ります。 ＜公表率 100% (㉖実績：92%)＞	
社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を支援			
達成手段 (数値目標)	②	社会福祉法人の地域における役割を見える化し、一層の地域貢献につなげるため、府社会福祉協議会や市町村、関係団体と連携した「(仮称)京都地域福祉創成事業運営委員会(地域協議会)」を開催するとともに、社会福祉法人による子どもの居場所や中間的就労の場づくりの立ち上げなど、地域公益活動を支援することにより、社会福祉法人の地域への貢献度を高めます。 ＜参画法人数：50法人＞ (㉗新規)	

運営目標			
16	子どもの貧困対策の推進 すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けて、子どもの貧困対策として、経済的に困難な家庭に対し様々な取組を実施します。		
	中期計画	府民安心の再構築 子育て・子育ての安心 学びの安心	子育て家庭の精神的負担が軽減されること 様々な理由で修学できない子どもの解消に向かうこと
連携推進体制の構築 学校をプラットフォームとして位置付け、地域のNPO、自治会、民生・児童委員等関係団体と一丸となり、経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。			
達成手段 (数値目標)	①	「京都府子どもの貧困対策推進計画」に定めた重点施策の進行管理や調査等の共通的な課題について協議を行うなど、子どもの貧困対策を効率的・効果的に進めるため、部局横断的なプロジェクトチームを設置します。 ＜プロジェクトチームの設置 プロジェクト長：こども・少子化対策監、副プロジェクト長：教育企画監＞	
	②	計画に定める各施策について、「子どもの貧困対策検討会」を開催して検証・評価を行い、来年度以降の施策展開に活かします。	
	③	困難な家庭環境にある子どもの状況を学校で把握し、まなび・生活アドバイザーが中心となり、教育・福祉連携支援のためのネットワークを構築し、子どもの状況に応じた支援を実施します。〔教育委員会と共管〕 ＜小学校：21校、中学校：20校＞	
ライフステージに応じた子どもへの支援 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めるとともに、生活や遊びを通じて、子どもの成長発達に応じた生活習慣が身につくよう、幼児教育・保育の充実に努めます。			
達成手段 (数値目標)	①	《幼児教育・保育の充実等》 保育所待機児童の解消を図るため、市町村と連携し、保育所整備に加え、地域ニーズに応じた小規模保育事業や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を計画的に推進します。また、放課後児童クラブの待機児童の解消を図るため、「放課後こども総合プラン」を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備を市町村と連携し推進します。〔再掲〕 ＜保育所待機児童発生市町村：0市町村（㊤実績：1市町村）＞ ＜放課後児童クラブ施設整備市町村：12市町（㊤実績 12市町）＞	
	②	《地域における支援の充実》 ひとり親家庭の悩みや不安を持つこどもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する小学生向けの居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定なこどもの心の安定や学習意欲の向上と保護者の悩み解消を図ります。 また、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を実施する子どもの居場所も設置し、高校進学を支援します。 ＜ひとり親家庭のこどもの居場所：通年型 11箇所、夏休み等短期型 10箇所、計21箇所 参加世帯：280世帯（㊤実績：通年型 9箇所、夏休み等短期型 14箇所、計算23箇所 参加世帯：290世帯）＞ ＜生活保護受給世帯等のこどもの居場所：1箇所、参加世帯：15世帯（㊤実績：29人）＞	

運営目標				
経済的支援 貧困の連鎖を解消するためには、生活基盤の安定が必要であり、子どもに対する就・修学に必要な経費を中心に、経済的支援を実施します。				
達成手段 (数値目標)	①	子育て家庭の医療に係る経済的負担を軽減するため、「子育て支援医療助成制度」の対象年齢を中学校卒業まで拡充します。[再掲]		
	②	経済的事情で学業を断念することがないように京都府こどもの貧困対策推進計画を踏まえ、高校修学支援事業を推進します。[文化スポーツ部 共管] ・非課税世帯の修学支援を拡充するため、「給付型奨学金事業」を拡充 ・各学校と連携して府あんしん修学支援事業を推進するとともに、少子化・貧困対策等の総合的な観点から国への政策提言を実施 ・各学校と連携して在学時における生徒指導・制度周知を徹底し、京都府高等学校修学金(貸付金)の活用による修学支援を行うとともに、滞納の未然防止、未収金の返済を促進 ＜私立高校の経済的理由による中退者：0＞		
子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進 子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもがおかれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。				
達成手段 (数値目標)	①	経済的に困難な家庭の子の学力状況や生活習慣の習得状況など、教育委員会と連携して子どもの貧困に係る分析・調査を実施します。		
17	複合的な課題を抱えている就労困難者の自立を支援 府が先駆的に取り組んできた生活困窮者等の自立支援である京都式生活・就労一体型支援事業を踏まえ、生活困窮者自立支援制度や「京都府若者の就職等の支援に関する条例(仮称)」等に基づく取組により、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱えている就労困難者の自立を支援します。			
中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心	生活保護受給者など生活困窮者の自立就労が進むこと	
生活保護受給者及び生活困窮者への就労自立支援				
達成手段 (数値目標)	①	生活保護制度の実施主体である府及び市の福祉事務所において、生活保護受給者の就労自立を支援します。 ＜府内の生活保護受給者に対する就労支援者数：23,800人、うち就職者数：2,600人＞		
	②	生活困窮者自立支援制度の実施主体である府及び市の自立相談支援機関において、生活困窮者の就労自立を促進します。 ＜府内の生活困窮者自立支援制度による支援者数：2,400人、うち就職者数：1,200人＞ ＜うち府保健所における支援者数：90人、うち就職者数：45人（26実績：80人）＞		

運営目標	
地域における生活困窮者等自立支援の推進	
達成手段 (数値目標)	③ 「京都自立就労サポートセンター」において、市、府保健所が実施する生活困窮者自立相談支援事業のサポート(支援調整会議への参加、助言等)を行います。 <自立相談支援機関への訪問などによるサポート：240回 相談支援員等研修会：2回>
	④ これまで京都式生活・就労一体型支援事業として取り組んできた生活困窮者等の個々の状況に応じて日常生活の改善や就労意欲の喚起等を図る「支援の拠点」を、市と共同して設置し生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援します。 <通所型支援の拠点：4箇所、宿泊型支援の拠点：2箇所 (㊤実績通所型支援の拠点：4箇所、宿泊型支援の拠点：2箇所)>
	⑤ これまで京都式生活・就労一体型支援事業として取り組んできた生活困窮者等の一般就労に向けて社会生活の自立を図る「就労体験の拠点」を市と共同して設置し、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援します。 <就労体験の拠点：2箇所>
	⑥ 新制度施行後の実施状況を「府・市町村連携推進会議」において情報共有・分析し、地域における生活困窮者等の自立支援施策を推進します。
	⑦ 「京都自立就労サポートセンター」において、京都ジョブパークや北京都ジョブパークを利用する生活面や就労面に関する複合的な課題を抱えている就労困難者に対して、一人ひとりの状況に応じた寄り添い支援を行います。 <来所者数：2,000人、新規登録者数：340人、就職者数：150人 (㊤実績 来所：2,811人、新規：47人、就職：215人)>
一般就労に向けた就労訓練(中間的就労)の場の創出	
達成手段 (数値目標)	⑧ 市町村や関係団体と連携し、社会福祉法人などによる中間的就労協力事業所の開拓を進めます。 <中間的就労協力事業所(きょうと生活・就労おうえん団)：55団体 (㊤実績：54団体)>
	⑨ 企業や社会福祉法人、NPO等と連携し、企業等の業務による中間的就労の場や母子家庭の母に対する心のケアと就労訓練を併せて行う中間的就労の場を創出し、就労困難者の就労自立を支援します。 <きょうと生活・就労おうえん団：支援者数 40人(うち就職者数 20人) (㊤実績21人(うち就職9人))> <中間的就労創出事業：支援者数 35人(うち就職者数 18人) (㊤実績：34人(うち就職19人))> <母子家庭の母の就労支援事業：支援者数 30人(うち就職者数 8人) (㊤実績：22人(うち就職8人))>

運営目標				
18	ひとり親家庭の自立促進等 ひとり親家庭が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、マザーズジョブカフェやジョブパークとの連携など、自立に向けた取組を推進します。			
中期計画		府民安心の再構築	子育て・子育ての安心	子育て家庭の精神的負担が軽減されること
達成手段 (数値目標)	①	ひとり親家庭自立支援センターにおいて、きめ細かく就労に向けた相談支援を行い、スキルアップや就職・転職につながる講習会を積極的に開催するなど、資格取得の促進や安定的な就業に向けた支援を一層充実します。 ＜センター来所者数 2,200人、巡回相談 100回、就職内定者数 280人:うち常用雇用 150人、父子会への出前相談 5箇所・50世帯、就職準備セミナー等受講者数 180人、簿記等資格取得講習会受講者数 230人、うち資格取得者数 30人 (㊤実績：センター来所1,901人、巡回相談93回、就職内定325人:うち常時雇用192人)＞		
	②	ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や学習意欲の向上と保護者の悩み解消を図ります。 ＜通年型：11箇所、夏休み等短期型：10箇所、計21箇所 参加世帯：280世帯 (㊤実績:通年型 9箇所、夏休み等短期型 14箇所、計23箇所 参加世帯:335世帯)＞		
19	障害者の雇用・社会参加等の促進 「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の周知及び条例に基づく啓発活動の実施などにより、障害の有無にかかわらず府民誰もが互いに人権と個性を尊重し合う共生社会づくりに取り組みます。			
19-1	障害のある人のスポーツ、文化芸術やレクリエーション活動への参加促進を図ります。			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例」のわかりやすいパンフレット及び障害者への配慮の好事例等を障害種別ごとに盛り込んだハンドブック等を活用し、広く府民、企業、市町村等に周知・啓発を図ります。 また、広く府民、企業等を対象にセミナー等を開催し、障害者が困っているときに思いやりをもって接する「心のバリアフリーサポーター」の養成等に取り組み、障害者の社会参加を制限する社会的障壁の除去を進めます。 ＜条例説明会・理解促進セミナー(府民、企業、市町村等が対象)の開催：10回＞ ＜心のバリアフリーサポーターの養成：500人 (㊤実績：500人)＞		
	②	共生社会の実現に向けた障害者の社会参加を支援するため、芸術系大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、行政その他の関係機関が連携し、オール京都体制で障害者の文化芸術活動を強力に推進する組織(きょうと障害者文化芸術推進機構)を創設するとともに、以下の事業を展開します。(㊤新規) ・推進機構事務局を京都市内に設置し、事務局内のギャラリーを活用したアート等の展覧会を開催します。 ＜5企画＞ ・世界に誇れる障害のあるアーティストの作品を展示する「共生の芸術展」を開催します。 ・障害のある方の公募作品展「とっておきの芸術祭」を開催します。 ・障害のある方の芸術展を各地域で展開する「地域アート展」を開催します。 ＜20箇所＞ ・ぶらり嵐山等で芸術作品を身近に触れていただく「アールブリュッ都ギャラリー」を開催します。 ＜4企画＞		

運営目標				
達成手段 (数値目標)	③	2020年の東京パラリンピック開催を契機とし、障害者スポーツの競技力を一層向上するとともに、障害者スポーツの振興を図るための検討会を開催します。（⑳新規）		
	④	全京都障害者スポーツ大会や障害者ふれあい広場の開催などにより、障害のある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーションなどの社会参加を促進します。 ＜スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動への障害のある人の参画数：12,000人（㉑実績：9,838人）＞		
19 -2	障害者の医療・福祉サービスの機能の拡充			
計画区分		中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)		障害児の在宅生活を支えるとともに、地域の障害児療育の拠点となる児童発達支援センターの設置を促進します。 ＜児童発達支援センター設置数：21ヵ所＞		
	①	医療的ケアを必要とする障害児者が安心して在宅生活を送れるよう、府立医科大学附属北部医療センターを始め、医療型短期入所施設の受入体制を整備します。 ＜短期入所利用者数(延べ利用人数)：5,000人日＞〔再掲〕 ＜府立医科大学附属北部医療センターにおける短期入所利用者：利用登録者30人＞		
	②	舞鶴医療センターとの連携を強化し小児医療充実を図るため、舞鶴こども療育センターを舞鶴医療センター隣接地に移転することとし、平成28年4月開所に向けて整備を進めます。併せて、移転後の舞鶴こども療育センターが、北部の障害児療育拠点としての役割を担えるよう、職員の資質向上研修など体制整備に向けた検討を進めます。		
	③	軽・中等度の難聴児が、成長過程の早期から補聴器を使用することにより言語やコミュニケーション能力を適切に習得できるよう、補聴器の給付を行う市町村への補助事業を実施します。（㉒新規） ＜補聴器補助支援事業の利用児数：120人＞		

運営目標

発達障害児者及び高次脳機能障害者の自立と社会参加までの必要なサービスが途切れることなく提供できる体制づくりを推進します。

達成手段 (数値目標)	≪発達障害児者関係≫ ・発達障害の早期発見・早期療育のため、年中児(5歳児)健診におけるスクリーニング検査の実施率を向上させます。 <発達障害の5歳児スクリーニング検査の実施率(年中児人口に対する割合): 43%> ・子どもの生活技能訓練(SST)・保護者のペアレントトレーニングを行う専門職を養成し、幼児期の障害児、保護者等に対する支援を充実します。 <SST・ペアレントトレーニングの利用者数: 950人 (26実績: 936人)> ・こども発達支援センターの診療体制を拡充するとともに、府内医療機関における初診待ち期間が短縮できるよう、医師等を対象とした研修を開催します。(27新規) ・市町村におけるSST、ペアレントトレーニング等を推進するために、事業を担う人材の養成を推進します。 <事後支援を担う人材の養成者数: 平成25年～29年 750人(うち平成27年度 160人) (26実績: 69人)> ① ・発達障害児・者のライフステージを通じた一貫した支援が出来るよう、教育委員会と連携して、支援ファイル・移行シートの普及を図るとともに、発達障害の特性を理解した相談支援専門員や教員等を養成します。 <相談支援専門員に対する発達障害専門研修の実施: 80人 (26実績: 78人)> <活用市町(組合)教育委員会数 支援ファイル16、移行シート18 (26実績: 支援ファイル14、移行シート17)> [教育委員会と共管] <地域支援センターにおける小中学校教員等を対象とした研修の実施: 延べ160回 (26実績: 174回)> [教育委員会と共管] ・京都府スーパーサポートセンターの専門性を活かした特別支援学校教員等の指導力の向上及び地域支援センターの相談体制を充実します。[教育委員会 共管] <スーパーサポートセンターにおける参加体験型等の教員研修の実施 10回 参加者600名 (26実績: 10回、481名)> <地域支援センターの相談体制の充実: 相談件数6,800件 (26実績: 6,351件)> ・発達障害者支援センター「はばたき」、圏域支援センター、京都高等技術専門校、はあとふるジョブカフェ等関係機関の連携により、発達障害の就労支援を充実します。 <支援者数: 100人 (26実績: 118人)> ② ≪高次脳機能障害者関係≫ ・高次脳機能障害者が安心して地域生活を送れるよう、高次脳機能障害者支援コーディネーターが中心となり、当事者間の交流や家族支援の場を提供するためのグループワーク及び家族交流会を実施します。 <グループワーク及び家族交流会実施回数: 45回(26実績: 45回)> ・高次脳機能障害を正しく理解するための知識、技術、支援方法等の習得に向けた研修の開催や、取組状況の情報交換や事例検討会等を実施し、支援体制構築に向けたネットワークの構築を図ります。 <高次脳機能障害に対応可能な相談支援事業所数: 48カ所(26実績: 44箇所)> ・高次脳機能障害の支援拠点として心身障害者福祉センターに開設した、高次脳機能障害者に特化した専門外来や生活訓練事業所において、在宅生活の継続や就労、復職を見据えた訓練や訪問支援を実施します。 <生活訓練事業所における支援対象者数: 延べ1,000人日 (26実績: 958人日)>
----------------	---

運営目標

達成手段 (数値目標)	② <<障害者雇用 企業支援>> 障害者を雇用する企業を支援するため新たに設置される「障害者雇用企業サポートセンター」と連携し、特に精神障害者の雇用について医師や精神保健福祉総合センターの「精神障害者就労支援アドバイザー」による専門的な相談の実施など、精神障害の理解の促進と職場定着を図ります。 <精神障害者の雇用に関する専門家による相談件数：60件> (②⑦新規) 法定雇用率未達成企業の訪問に加え、「障害者雇用企業サポートセンター」を新設し、障害者を雇用する企業に対して企業向けアドバイザーを派遣するなど、障害者雇用に対する理解の促進を図るとともに、障害者の職場定着を図ります。また、新たな仕事づくりや特例子会社等の設立を促進し、障害のある方の雇用の場の創出・拡大を進めます。[商工労働観光部と共管] <法定雇用率達成企業の割合：50% (②⑥実績：47.4%)> <「障害者雇用企業サポートセンター」の設置> (②⑦新規) <法定雇用率未達成企業訪問数：857社> ※ H26.6.1時点の京都労働局の発表により151社が法定雇用率未達成となったため、対象企業数が増加 うち障害者雇用を増やす企業数：240社 (②⑥実績：217社) <定着率向上企業数：250社 (②⑥実績：98社)> <企業向けアドバイザーの派遣：150回 (②⑥実績：134回)> <特例子会社等の設立：2社 (②⑥実績：1社)> <障害者雇用の環境整備の取組に対する助成件数：20件> (②⑦新規) ③ <<障害者雇用 工賃向上>> 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、障害者施設に対して物品や役務等を積極的に発注します。また、京都ほっとはあとセンターにより、顧客のニーズに応じた魅力あるサービスや製品づくりに取り組むとともに、複数事業所が連携してサービスを提供する共同受注を促進することで、障害者就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃の向上を図ります。 <障害者施設からの調達目標額：40,000千円 (②⑥実績：39,000千円)> <新製品の開発：20件、共同受注件数：30件 (②⑥実績：17件)>
------------------------	---

運営目標			
20	ユニバーサル社会・京都の実現に向けて、地域や企業等社会を構成する多様な個人・団体と協働した取組を推進していきます。		
計画区分	中期計画	地域共生の実現	人権尊重
達成手段 (数値目標)	①	高齢者や障害者など特定の人への配慮がなされているだけでなく、誰もが互いの特性、多様性を認め合い、尊重し合いながら安心・安全に自分らしく過ごせるよう、観光のユニバーサルデザインに着目し、当事者や事業者、大学等の様々な関係者と連携してユニバーサル観光の推進に取り組みます。(②⑦新規) (ユニバーサル観光ガイドラインの策定、コミュニケーションボードの作成)	
	②	歩行困難な方でも安心して外出していただける社会の実現を目指し、おもいやり駐車場利用証制度の普及に努め、協力施設数の拡大や、様々な機会、媒体を活用した制度周知に取り組みます。 ＜協力施設数：1,200施設 (②⑥実績：1,120施設)＞	
	③	「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと暮らしやすい社会づくり条例」のわかりやすいパンフレット及び障害者への配慮の好事例等を障害種別ごとに盛り込んだハンドブック等を活用し、広く府民、企業、市町村等に周知・啓発を図ります。 また、広く府民、企業等を対象にセミナー等を開催し、障害者が困っているときに思いやりをもって接する「心のバリアフリーサポーター」の養成等に取り組み、障害者の社会参加を制限する社会的障壁の除去を進めます。 ＜条例説明会・理解促進セミナー(府民、企業、市町村等が対象)の開催：10回 (②⑥実績：39回)＞ [再掲] ＜心のバリアフリーサポーターの養成：500人 (②⑥実績：500人)＞ [再掲]	
	④	・障害のある人とない人との交流を推進するとともに、雇用の確保・拡大やスポーツ・文化芸術活動等を支援するための施策を総合的に展開し、障害のある人の社会参加を一層支援します。 ＜商店街の空き店舗等を活用した障害者の就労支援事業所やハートショップのミニ店舗の設置数：25ヵ所＞	
	⑤	障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮等について、身近な地域で相談に応じる体制づくりと、公正・中立な立場で斡旋を行う調整委員会を設置し、安心して生活できるような体制を整備します。	
	⑥	社会福祉施設職員や教職員などを対象として、災害時に要配慮者を適切に支援できる「福祉避難サポートリーダー」を地域ごとに養成するとともに、発災直後に避難所などに派遣し、要配慮者への相談やケアといった福祉的な支援を行う「災害派遣福祉隊(福祉専門職で構成)」の運営・活動マニュアルの作成及び訓練を実施し、災害時の要配慮者の二次被害を防ぐ取組を進めます。 また、府内全ての小学校区での福祉避難所設置の取組を進めます。(②⑦新規) ＜福祉避難サポートリーダー新規養成：300人 (②⑥実績：278人)＞ ＜災害派遣福祉隊員数：延べ120人 (②⑥実績：100人)＞ ＜福祉避難所整備率(小学校区当たり)：70% (②⑥実績：60.1%)＞	

運営目標				
21	自殺対策に関する条例に基づき、府民運動としてオール京都体制で自殺対策を推進 自殺対策に関する条例に基づき、府民運動としてオール京都体制で自殺対策に取り組み、悩みを抱える方の孤立を防ぎ、全ての府民が共に生き、共に支え合う共生社会づくりを推進します。			
中期計画	府民安心の再構築	暮らしの安心	自殺者が減少すること	
条例の推進				
達成手段 (数値目標)	①	《「京都いのちの日」をきっかけにした府民運動の推進》 自殺予防週間(9/10～9/16)に加え、条例により新たに制定した「京都いのちの日」(3月1日)から1ヶ月間、市町村や関係機関・団体等と連携し、シンポジウムの開催や相談会の開催、相談窓口の周知等、自殺予防の広報啓発を集中的に展開します。(27新規)		
	②	《条例に基づく推進計画の策定》 自殺対策に関する条例に基づき、中長期的な視点に立って継続的に自殺対策を進めるため、自殺対策推進計画を策定し、取組の効果を検証しながら、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。(27新規) ＜自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数):18.0＞		
事前予防				
達成手段 (数値目標)	③	《支援人材づくりによる予防対策》 地域住民から保健師などの専門職まで、受講者に併せて研修を実施し、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る」ゲートキーパーを養成します。 ＜ゲートキーパー養成数：2,200人＞		
	④	《多様な主体と連携した相談支援による予防対策》 死にたいほどの悩み、誰にも分かってもらえない孤独を感じている方や地域で孤立しがちな単身高齢者など、一人で悩みを抱えた方が安心して過ごせる居場所を設置します。 ＜エリア内に居場所が設置されている保健所の圏域数：5カ所（26実績：4カ所）＞		
	⑤	《若年者を対象とする予防対策》 さまざまな悩みを抱えた若者が集い、ワークやトークを通じて「自分一人ではない」と実感できる若年者のための居場所を設置します。 ＜「若年者のための居場所」開催回数：7回（26実績：4回）＞		
危機対応				
達成手段 (数値目標)	⑥	《自殺発生の危機に対する対策》 自殺ストップセンターの機能を充実し、死にたいほどの悩みを抱える方に寄り添って支援し、課題解決をきめ細やかにサポートします。 ＜自殺ストップセンターにおける寄り添い支援の検討数：延べ50人（26実績：46人）＞		

運営目標			
事後対応			
達成手段 (数値目標)	⑦	≪自殺未遂者対策≫ 市町村やNPO等関係団体と連携し、自死・自殺の危険性が高いといわれる自殺未遂者への対策を充実します。 ＜救急病院と精神科病院との連携を促進する精神科救急医療連携強化事業や警察、救急病院等と連携して未遂者を適切な支援機関につなぐ自殺未遂者支援事業実施圏域：5圏域（②⑥実績：4圏域）＞	
	⑧	≪自死遺族・自死遺児への支援の充実≫ 自死遺族・自死遺児に対して適切な支援を提供できる自死遺族サポーターを養成し、自死遺族・自死遺児への支援を充実します。 (②⑦新規) ＜自死遺族サポーター養成数：12人＞	
22	災害時要配慮者避難支援の対応		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
災害時の医療提供体制の充実強化			
達成手段 (数値目標)	①	災害拠点病院の複数指定等を行うとともに、災害医療コーディネーターや京都DMATなどの人材養成、訓練等を更に充実し、災害拠点病院を中心とした地域での災害医療体制の強化を図ります。 ・災害拠点病院の複数指定（京都・乙訓医療圏、山城北医療圏）、災害拠点病院と2次救急病院等の連携の強化（中丹医療圏ほか） ・京都DMAT研修を引き続き実施し、各病院3チーム以上のDMAT隊員を配置 ＜DMAT及び京都DMAT チーム数合計：42チーム（②⑥実績：37チーム）＞ ・京都DMAT研修の拡充、災害医療コーディネーターや地域ごとの災害対応の研修・訓練の実施	
	②	災害拠点病院連絡協議会（ワーキングを含む）において、DMAT派遣基準を見直すとともに、SCU（広域医療搬送拠点）の運用方針など、京都府災害医療対応指針を策定します。	
	③	地震災害等の発生時に重篤な患者の集中が想定される災害拠点病院の平成30年度における耐震化率100%を目指し、耐震化整備を推進します。	

運営目標	
要配慮者避難対策の推進	
達成手段 (数値目標)	① 京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて、原子力災害に伴う重度要配慮者の移送シミュレーション訓練や実地訓練を実施し、原子力災害時に要配慮者が速やかに避難できるよう取組を進めます。
	② UPZ圏域内の医療施設、社会福祉施設に対し、原子力災害に関する知識と災害発生時の対応についての研修を実施します。(27新規) ＜研修参加施設数：78施設(UPZ圏域内全施設)＞
	③ 社会福祉施設職員や教職員などを対象として、災害時に要配慮者を適切に支援できる「福祉避難サポートリーダー」を地域ごとに養成するとともに、発災直後に避難所などに派遣し、要配慮者への相談やケアといった福祉的な支援を行う「災害派遣福祉隊(福祉専門職で構成)」の運営・活動マニュアルの作成及び訓練を実施し、災害時の要配慮者の二次被害を防ぐ取組を進めます。 また、府内全ての小学校区での福祉避難所設置の取組を進めます。[再掲] ＜福祉避難サポートリーダー新規養成：300人 (26実績：278人)＞ ＜災害派遣福祉隊員数：延べ120人 (26実績：100人)＞ ＜福祉避難所整備率(小学校区当たり)：70% (26実績：58.5%)＞
被ばく医療体制等の充実・強化	
達成手段 (数値目標)	① 被ばく医療体制の強化を図るため、(公財)原子力安全研究協会と共同し、講習会を開催するとともに、関係機関と連携した実地訓練を行います。
	② 舞鶴市内のPAZに準じる地区(成生・大山・田井・野原 計4地区)の住民への安定ヨウ素剤の事前配布について、舞鶴市と共同し、住民説明会の開催等に向けた取組を進めます。また、原子力災害対策指針やUPZ圏内の各市町が策定する住民避難計画を踏まえ、京都府緊急被ばくネットワーク会議等を通じて、各市町における住民等への緊急時の配布・服用計画策定の取組を支援します。
災害ボランティアの支援	
達成手段 (数値目標)	① 府内全ての市町村に常設災害ボランティアセンターを設置するとともに、府内災害ボランティアセンター連絡会議を開催します。 また、災害時に現地災害ボランティアセンターの運営を支援する「初動支援チーム」の充実を図ります。 ＜常設災害ボランティアセンターの設置：全市町村 (26実績：8市町村)＞ ＜初動支援チーム：延べ30人 (26実績：25人)＞

運営目標				
23	専門家の意見を反映して策定した食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係事業者に対して食品の安心・安全対策を実施			
中期計画		府民安心の再構築	暮らしの安心	食品や医薬品等に起因する健康被害の発生が抑止されること
達成手段 (数値目標)	①	食の安心・安全対策 ・災害時の食中毒を予防するために作成した「避難所における食品衛生確保ガイドライン」について広く理解をしてもらうため、市町村防災担当者、ボランティアを対象とした会議等において周知します。 ・ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒が大半を占めることから、食中毒注意報を夏期・冬期に発令して注意喚起するとともに、食中毒予防対策として、手洗いの重要性を伝えるため、迅速検査キットを活用した出前語らいを実施します。 ＜40回＞ ・カンピロバクター食中毒対策として、鶏等の食肉を生食用として提供している飲食店等の施設（約50施設）に立入検査を実施します。 ＜全施設年1回以上を維持（㉔実績：54施設）＞		
	②	食品検査の充実強化 ・加工食品や子どもが口にする食品を中心として放射性物質検査を引き続き実施します。 ＜300検体＞ ・カンピロバクター食中毒対策として、大規模製造流通施設＜40施設＞に対し、食品衛生監視機動班による器具等の拭き取り検査や衛生管理の指導を実施します。		
	③	HACCP方式（※潜在的な危害要因を分析・特定した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・規則する工程管理システムで、従来方式と比べ、より効果的に不良品の出荷を未然に防ぐことが可能）による衛生管理の推進（㉗新規） ・食品等事業者におけるHACCP方式による衛生管理の推進を図るため、事業者向けセミナーを開催します。 ＜7回＞ ・HACCP方式による衛生管理により、異物混入等の不良食品事案の発生件数を減少させます。 ＜発生件数18件以下＞（次期中期計画測定指標）		
	④	アレルギー物質含有食品の監視指導 ・大規模製造流通施設に対して立入検査を実施し、原材料取扱状況を確認するとともに、製品のアレルギー表示に問題がないか確認します。 ＜100施設＞ このうち、製造状況を確認し、アレルギー物質の混入の可能性がある製品のアレルギー物質検査（特定原材料7種類）を実施します。 ＜28検体（68項目）そば、乳、小麦、卵、落花生、エビ、カニ＞		

運営目標				
24	動物愛護の推進 人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現を目指します。			
中期計画	京都力の発揮	環境の「みやこ」	生物多様性が保全されること	
達成手段 (数値目標)		4月1日に誕生した全国初となる府市共同設置・共同運営による京都動物愛護センターにおいて、動物愛護の理念や終生飼養の精神を普及啓発するため、動物愛護事業を一層進めます。		
	①	ドッグラン、ふれあい広場を活用した動物愛護事業を開催し、動物愛護精神の普及啓発に努めます。（㉓新規） ・ドッグラン関連事業（マンスリーイベントの開催） 犬の運動会、犬の散歩体験、親子で参加するしつけ方教室、災害時での同行避難啓発イベント等を実施し集客を図る。 ・動物愛護週間事業 動物愛護写真コンクール募集、長寿犬募集、動物愛護フェスティバルの開催等 ・人と身近な動物の歴史や特性を知り、付き合い方を学ぶ副読本を作成・配布（3,000部）		
	②	地域イベントにおいて、府内市町村及び（公社）京都府獣医師会と共同で動物愛護啓発ブースを設け、動物愛護の気運を高めます。 ＜5箇所で開催（㉓実績：5箇所）＞		
	③	飼い主からの犬猫の引取依頼について、事前相談を行い飼い主への終生飼養の指導強化し、さらなる引取頭数の削減を進め、動物愛護センターでの譲渡を促進し、殺処分ゼロを目指します。 ・H27年度 譲渡・返還頭数 ＜440頭（㉓実績：430頭）＞ ・H27年度 殺処分頭数 ＜犬 80頭、猫 2,100頭＞ ・（公社）京都府獣医師会と連携し、動物愛護センターで譲渡するすべての犬猫にマイクロチップを装着します。 ・動物取扱業者への立入指導の際、ペット販売時における終生飼養をはじめとする適正飼養の徹底を確認する。 ＜立入指導件数：130件＞		

運営目標			
25	青少年の薬物乱用ゼロを目指した取組を中心に薬物乱用のない社会づくりを推進します。		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	暮らしの安心
【未然防止対策】 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」を核に、オール京都体制で薬物乱用の未然防止に努め、特に大学生や中高生への予防教育・啓発を重点的に取り組むことにより府民の薬物乱用ゼロを目指します。			
達成手段 (数値目標)	①	「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、府民、事業者、薬物乱用防止活動団体等が、オール京都体制で予防啓発活動を推進し、危険ドラッグを始めとする違法薬物を撲滅する気運を醸成します。（㊦新規） （若年層向けシンポジウムの開催）、＜街頭啓発パレードの実施：2箇所＞	
	②	薬物乱用防止に向けた大学の自主的な体制づくりを推進するため、「ドラスタ京都」（大学生による自主活動グループ）が実施するピア（同世代間）啓発活動を支援します。（㊦新規） （マスコットキャラクター「Noドラックくん」の着ぐるみを制作し啓発に活用）、（京都学生祭典へのブース出店）	
	③	京都精華大学と共同で啓発マンガを作成・配布し、高校生や大学生に危険ドラッグの恐ろしさを広く周知します。（㊦新規）	
【監視・取締対策】 平成27年1月25日から全面施行された京都府薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグ販売店舗に対する監視・取締を強化し、府内店舗の撲滅を目指します。			
達成手段 (数値目標)	④	府内における危険ドラッグ販売店舗の撲滅を目指して、京都府警、近畿厚生局とより緊密に連携し、新規店舗の早期発見に努めるとともに、店舗確認時には速やかに立入調査、捜査等を実施します。（㊦新規） ＜インターネット監視件数：1,000件＞、＜捜査機関合同会議：2回＞	
	⑤	情報提供、相互連携等にかかる協定を不動産業界及び運送業界と締結し、「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」の実効性を高めます。（㊦新規）	
【再乱用防止対策】			
達成手段 (数値目標)	①	薬物依存者やその家族等について、相談から就労まで支える仕組みを構築し、薬物依存者の社会復帰に向けたサポート体制を整備するとともに、相談窓口活動を支援する機関、団体等のさらなるネットワークづくりを推進します。 ＜薬物依存者の治療に協力する医療機関の確保：5機関＞（㊦新規） ＜北部地域薬物依存症対策連絡会議の設置＞（㊦新規） ＜就労支援研修受講者数：15件＞	
	②	精神保健福祉総合センターにおいて、各種依存症（アルコール、薬物、ギャンブル）に対応したセミナー、研修を実施します。（㊦新規） ＜実施回数：6回＞	
	③	社会問題となっている危険ドラッグ等の薬物依存症の再乱用を防止するため、府立洛南病院において依存症治療を開始します。（㊦新規）[再掲]	

運営目標				
26	安心・安全な医薬品等の適正使用等の推進 医薬品を適正に使用する必要性を広く周知することにより、府民の健康の維持や増進に努めるとともに、国際規格に対応した安心・安全な医薬品等の品質管理を推進します。			
	計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	電子お薬手帳の更なる普及・活用を図るため、広報媒体や健康イベント等を通じた啓発活動を推進するとともに、府民、とりわけ高齢者や子育て世代を対象とする「くすりの正しい使い方講座」等を開催します。（㊴新規） ＜講座等開催：45回＞ ＜電子お薬手帳使用率：30＞		
	②	府民のセルフ・ヘルスケアや在宅医療を推進するため、府薬剤師会と連携し、薬の適正使用に関する助言や、血圧測定などの健康チェック、禁煙サポートなど健康情報の発信を行うとともに、患者への対応経過を薬歴簿やお薬手帳で一元的に管理し適切にフォローする「健康情報拠点薬局」等を推進します。（㊴新規） ＜モデル事業の取組：10地域薬剤師会＞		
	③	京都産業21と連携し、府内事業者・大学を対象とした産業創出のための「ライフサイエンスセミナー」を開催し、医薬品開発の法手続きを解説するなどの支援を行います。（㊴新規） ＜薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の手続きを分かりやすく解説したリーフレットの作成＞		
	④	国際規格に対応したGMP監視を実施し、安心安全な医療品の流通に努めるため、近畿府県薬務主管課が連携し、府内医薬品製造所等において合同実地研修を行い、国際規格に対応した薬事監視員を養成します。（㊴新規） ＜8人養成＞		

運営目標			
27	若年層の献血者数の増加に向けた取組を推進し、将来にわたり血液の安定供給を行える体制を確保するとともに、骨髄バンク登録の推進を図ります。		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	若年層、特に、献血対象年齢となる高校生が、献血や骨髄移植の意義や重要性を理解し、献血や骨髄ドナー登録に向けた意識の向上を図るため、その必要性についての啓発を行います。 ＜府内全高等学校(96校)への啓発誌等の配付（26実績：96校）＞	
	②	高校の保健、養護担当の教諭に、献血や骨髄移植の意義や重要性を理解していただき、学校と連携して、生徒の献血や骨髄ドナー登録に向けた意識向上を図るための教育を実施します。 ＜府内高等学校の保健、養護教諭に対する研修会の開催＞ ＜献血出前講座の実施：15校（26実績：12校）＞	
	③	「骨髄ドナー移植助成事業費補助金」を創設し、骨髄を提供しやすい環境づくりを推進します。（27新規） ＜制度実施市町村数：13自治体＞	
	④	骨髄バンクドナー登録の必要性を府民に理解いただくため、骨髄バンク推進月間(10月)を中心として、ボランティア団体や企業団体等と連携・協働した広報啓発活動を実施します。 ＜Web版広報誌等による広報活動：6回（26実績：6回）＞	
28	京都府保健環境研究所の機能充実		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	府民の健康増進・保持の拠点施設である保健環境研究所の機能強化を図るため、京都市衛生環境研究所とのソフト面での更なる連携を推進するとともに、昨年度府市で策定した整備基本計画を踏まえ、基本・実施設計のほか、各種調査の実施等、早期整備に向けた手続を進めます。	
29	中丹東保健所の整備		
計画区分	中期計画	府民安心の再構築	医療・福祉の安心
達成手段 (数値目標)	①	老朽化している中丹東保健所について、耐震性を高め、防災拠点機能を充実するとともに、北部地域における少子高齢化に打ち勝つ社会づくりを進める活動拠点を新設するなど、保健所機能を強化するための整備を進めることとし、移転・建替工事を平成27年度に着工します。	